

令和元年第9回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和元年9月2日(月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和元年9月3日(火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 尾 崎 光 君    | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 財 満 芳 洋 君   |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 荒 木 勲 君     |
| 総 務 部 長     | 新 木 之 博 君   |
| 民 生 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 教 育 次 長     | 河 本 和 彦 君   |
| 総 務 課 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 車 地 孝 幸 君   |
| 税 務 住 民 課 長 | 大 畠 英 司 君   |
| 民 生 課 長     | 宮 本 隆 一 君   |

|            |        |
|------------|--------|
| 保険健康課長     | 増木梨江君  |
| 環境防災課長     | 窪野稔君   |
| 産業建設課長     | 本家正博君  |
| 都市計画課長     | 西谷伸治君  |
| 学校教育課長     | 新谷裕美子君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君  |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉原修君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 秦正憲君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                              |
| 日程第2 | 議案第50号 | 「平成30年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第3 | 議案第51号 | 「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第4 | 議案第52号 | 「平成30年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第5 | 議案第53号 | 「平成30年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第6 | 議案第54号 | 「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） それでは、ただいまより定例会 2 日目に入ります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1 「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告書のとおり、10 名から 12 問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問には要点を絞ってお願いをいたしたいと思えます。

また、再質問は 5 問までといたします。

4 番主枝幸子議員から「小屋浦地区の定住促進について」質問願います。

主枝議員。

○4 番（主枝幸子議員） 「小屋浦地区の定住促進について」お伺いします。

西日本豪雨災害から 1 年が経過しました。被災地では復旧・復興に向けて、被災前より一日も安全・安心な地域づくりを願っているところです。

小屋浦地区においては甚大な災害状況であり、人口減少が心配されております。災害前には旧促進住宅小屋浦宿舎を町有住宅として子育て世代の入居を促し、人口増に取り組んでいました。

小屋浦地区においては、人口減少に歯どめをかけるべき施策の取り組みも急務です。保育園も新しく整備されることとなり、小学校も十分な収容能力もあります。町有住宅は子育て支援住宅として最大限活用すべき重点施策として位置づけ、若者定住策の促進に努めていただきたいと思います。

以下 4 点について、町当局の見解をお伺いします。

1 番、さらなる子育て支援住宅への入居増のための施策は。

2、子育て支援の施策としての公園予定地に災害公営住宅を整備することとなりましたが、新たな公園などの環境整備の予定は。

3、築 33 年が経過している町有住宅の今後の改修等のお考えは。

4、解体後の空き地等の有効活用を促す施策等のお考えは。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区の定住促進」についてお答えをいたします。

本町では、平成28年2月に策定をした「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「坂町への新しい人の流れをつくる」を基本目標の一つとして掲げており、その中で、小屋浦地区の定住促進においても施策を展開をしているところでございます。

とりわけ、小屋浦地区における重点施策として、平成28年度に取得をした町有住宅の空室を、平成29年度に子育て世代が入居できるよう全面改修を行い、平成30年1月から入居者の募集を行っているところでございます。

御質問1点目の、さらなる子育て支援住宅への入居増のための施策といたしましては、町有住宅周辺環境整備を行い、町有住宅の魅力をさらに向上させることが第一と考えており、災害公営住宅建設予定地には町有住宅からのアプローチを容易にした子供広場を整備をし、子育て世代が入居しやすい環境づくりを行ってまいります。

御質問2点目の、新たな公園などの環境整備の予定はについてでございますが、災害公営住宅建設予定地には、既存の遊具を活用した子供広場を整備予定であり、今後の町有住宅の入居者の状況によっては、町有住宅敷地内のスペースに公園等の整備を計画してまいります。

御質問3点目の、町有住宅の今後の改修等の考えについてでございますが、町有住宅につきましては、購入の際に10年間の公営住宅としての運営を条件として平成28年度に取得をし、翌29年度に内閣府の地方創生拠点整備交付金を活用して一部改修を行ったところでございます。このため、経過年数が10年以上となるまでの間は必要に応じて修繕等を行い、運営をしてまいります。その後は、入居状況や社会情勢等を鑑みながら、建物、敷地の活用を図ってまいります。

御質問4点目の、解体後の空き地等の有効活用を促す施策等の考えについてでございますが、本町の既成市街地では狭隘な生活道路が多く、車両等の通行や離合に支障を来している状況があることから、車両の通行や離合の困難な箇所解消が図れる場合には、町道の拡幅を行うなど、空き地等を有効に活用してまいりたいと考えております。

今後とも、小屋浦地区における若者定住策の促進に努めてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 子育て支援住宅への入居増のための施策として、周辺環境整備との答弁がありました。ほかに、災害により病院もなく、マーケットもなく、生活環境が一変した状況の中、子育て支援住宅における家賃の引き下げの検討をすべきと考えます。

それから、1年前、災害が起きる1カ月前の定例会で家賃の引き下げの質問をしたところ、答弁を差し控えていただきますとのことでしたが、このたびは差し控えないで答弁をしていただきたいと考えます。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

子育て支援住宅の入居増のための施策でございますけれども、現時点では、先ほど御答弁の中にありましたように、環境整備のほうを第一として取り組んでいるところでございます。このため、まず広報や入居のPRも含めて、入居促進に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時08分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに、今後の家賃については、これまでの協議の中で、あるいは質問の中で差し控えていただくということを申し上げたわけですが、今、まだ現在、被災された方が町有住宅にも入居されておられまして、その中で、特にいわゆる砂防ダム等々ができる安全性が確保できた折には、自宅を再建をしたいという方も多々おられるように受けとめております。その方たちからの御要望も、そういう時期までは町有住宅のほうへ入居ができるような措置をしてほしいという強い

要望も受けまして、内閣府のほうとも協議をし、そのことにつきましては、そういう準備が整うまでは入居の許可を得ておる状況でありまして、やはりそこらが、一応、何と申しましょうか、生活再建ができるような状況になって、やはり家賃とかそういう面、あるいはまた、子育て支援住宅として活用するあり方等も論ずるべきではないかというふうな思いも持っております。

現時点では、拙速なことはちょっと、今、入居されておられる方のためにも、やはり議論をちょっと差し控えさせていただきたいというふうな思いで思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 町長が言われたことはもっともだと思います。また、この件については再質問させていただきます。

次に、災害公営住宅の建設に伴い、整備される計画の子供広場の規模、時期について、また、子供だけではなく、高齢者同士が触れ合える場所の計画はあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたび予定しております子供広場の規模につきましては、この敷地面積のほうは1,650平方メートルございますけども、このうち約260平米を子供広場として整備する予定としております。

時期につきましては、災害公営住宅の整備と同時期に行うこととしており、本年度末の完成を予定してございます。

また、高齢者同士が触れ合える場所についてでございますけども、子供広場の中に計画しておりますベンチや、建物内に集会所のほうを計画してございますので、高齢者同士の方はもとより、子供さんを含められた三世代の交流のほうも行えるよう計画しているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 次に、交付金を活用して取得してから既に3年がたちます。災害があってから状況は変わったと思いますが、建物、敷地の活用はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

現時点では、先ほどの御答弁の中にごさいましたけども、まだ買収したときより10年間という期間が経過してない状況でございます。現時点では、具体的な建物や敷地の活用策については、現在、特には持ち合わせていない状況でございます。

今後、社会情勢などを鑑みながら、活用策のほうを検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 空き地の有効活用策として、人口を増加させるために、住宅を増加させる施策として区画整理などができたら、住宅を建てることもできます。例えば、お宮の周辺の広い土地をかさ上げしたりして、人口増を望んでいます、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

先ほどお話があったように、かさ上げの件につきましては、まず災害直後にかさ上げを行って、安全・安心の向上のため、そういう事業をしてほしいというのが説明会等であった件につきましては、今後、砂防堰堤等を建設するに当たって、かさ上げをしなくても3丁目のお宮の周りが被害に遭わない状況を、今現在、つくっておるところでございますので、かさ上げについてはそういった状況でございます。

また、土地の区画整理のことなんですが、小屋浦3丁目につきまして、地権者の方々とそれぞれヒアリングを行ったところ、現在、3丁目につきましても砂防堰堤を建設中ございまして、その工事に当たって仮設道を建設する予定となっております。仮設道を建設後には、またもとの地区に戻られる方もおられますし、そこを一旦町のほうで買い上げて、区画整理をして、また新たな方を呼び寄せるというところは、もとおられた方々がまた生活再建を検討されるということになりますので、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 私が、きょう、質問したのは、まずは安全・安心なまちづく

りをしていただき、砂防ダムの整備を早くしていただき、その後、この問題点に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、まずは砂防ダム等の整備を県のほうにも急いでいただき、地域の安全・安心を確保することが大事だというふうに考えております。町としても、引き続き、そこらの早期完成に向けて、県と一緒に頑張って努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「警報発令時等の休校に伴う自宅待機児童・生徒への対応を」についての質問を願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「警報発令時等の休校に伴う自宅待機児童・生徒への対応を」の件についてお聞きします。

各小中学校の緊急時の休校に伴う自宅待機は、主に大雨注意報・警報発令時や後の気象情報に伴い判断し、午前7時または午前11時の時点で、一斉メールや防災行政無線を活用して周知実施することで、児童・生徒の安全確保がなされています。

しかしながら、現在の子育て世代の家庭の多くが、保護者が仕事をしながら子育てをしており、休校や自宅待機になったときには、留守家庭児童会も休会となるために、保護者不在で自宅待機している状況が少なくありません。

そのような中で避難勧告等の発令が出た場合は、保護者が仕事先から連絡をとり、指示をするにしても、子供だけで行動しなければならない状況には限界があり、過去の豪雨災害時には、まだ明るい時刻にもかかわらず、近くの知人の家に避難しなさいと伝えても、パニック状態で動けなかったという事例も聞いております。

児童・生徒の安全確保のための策だと理解するものの、仕事を持っている保護者たちの大きな悩みとなっています。実態を調査し、早急に支援する体制の構築が必要と考えますが、町の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「警報発令時等の休校に伴う自宅待機児童・生徒への対応を」についてお答えいたします。

昨年7月の記録的な豪雨により、多くの尊い命が奪われ、家屋やインフラといった物的損害など、本町においても甚大な被害がもたらされました。

想定を超える豪雨は土砂災害や洪水、道路や鉄道の寸断、広範囲にわたる水道の断水など、児童・生徒は家庭や地域、学校において、これまでにない経験を重ねました。

また、学校においては、教職員による児童・生徒の安否確認や心のケア、学校再開へ向けての学校施設の安全確保など、日常の学校業務などとは異なる対応が必要となりましたが、国や県からの御支援によって早期に学校を再開することができました。

こうした豪雨災害の経験から学び、自然災害の被害を最小限にとどめるとともに、児童・生徒が主体的に判断し、自分や家族の命、地域を守るために行動できる力を育成することを目指した防災教育のさらなる充実を図っているところでございます。

議員御指摘の、避難勧告等の発令が出た場合の児童・生徒の安全確保につきましては、平成30年7月豪雨を契機に、内閣府中央防災会議において、行政主導の防災から住民主体の防災への方針転換の重要性が報告されており、これからの地域防災は、PTAや子供会、地域での支え合い、地域の防災リーダー等による家庭とコミュニティーが連携して避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築に向けた取り組みが取りまとめられています。

これらの報告等を踏まえ、引き続き、各学校における防災教育をさらに充実させるとともに、学校の実態に応じた防災教育を教科横断的な視点を持って学校安全計画に位置づけ、内容のつながりを整理しながら計画的に実施してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 現在、防災教育はどのように行われているのか、質問にあるような児童や生徒への行動もその中に入っているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 防災教育についてなんですけれども、防災教育というのは、学校でできることと、地域でできることと、また、家庭においてできることと、いろんな視点があると考えており、防災教育は大人にとっても子供にとっても生きる力、それを育むものと捉えております。その中で、義務教育で捉える防災教育のものは大きいというのは重々感じているところなんです。

その中で、坂町としては、坂町復興プランの中で、町としては子供のころからの防災教育に取り組む、そして、災害を風化させない取り組みを行うということは大きな柱だと思い、学校においても周知をし、進めていきたいと思っているのは大きなところではありますが、近年、警戒レベルの変更もあり、段階的にもレベルのものを数字であらわしたりとか、坂町においてはメッシュが色で判断してるんですが、グリーンで避難をしておりますが、ほかの自治体においてはイエローで避難をするというような、何で坂町はグリーンで避難をしているのか、それを知ることも児童・生徒にとっては防災教育であるのではないかというような、生活の中にも防災教育はあるというような観点を持っております。

また、学校防災についてなんですが、坂小学校におきましては、情報をとにかく聞く力を育成したいということを経理スローガンのもとに行い、本気と感動というものをスローガンとして日々の教育に取り組んでおります。

横浜小学校におきましては、地域とのつながりを大事にし、横浜の家族愛というところで、郷土愛のある中に防災教育も進められるのではないかとということで、日々、進めております。

小屋浦小学校におきましては、地域の学校であるというところをスローガンに上げ、復興の中にもともに育て合うということで復興教育のほうを進めており、坂中学校におきましては、近年、防災教育を地域とともに、児童・生徒とともに取り組んでまいりましたが、それだけでは実際に防災教育になっているのかというところを今年度はまた考え、守られる防災から守る防災へというところで、どの学校も校長リーダーシップのもと進めているところでございます。

そういうところを踏まえ、これからは地域防災の核に家族があるということも子供自身も考え、また、こういう議会の傍聴を機会として、防災に関心を持つというこういう体験は、また、今すぐには結果は出ないかもしれないんですが、考える機会、主体的な児童・生徒を育てるためには大事ではないかと考えております。よろしく願いします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） もう少し内容が、防災教育の中で、今、課長が説明された内容は大きくまとめたものであって、その中に、かみくだいたようなものの中に、子供自身の行動みたいなものをもっと入れてほしいなということも感じました。

2 問目に入るんですが、私の質問の中にあつたように、そういう事例もあるために、子供たちだけで避難所に行けるかどうかということが、もう親御さんたちもその理解ができてないような、周知できてないような状況にあります。保護者も含めた防災教育を取り入れてはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

防災教育を保護者も含めて実施してほしいという声は、教育委員会としても把握しております。学校での防災教育は、子供たちに災害を知識として学ぶということ、また、実際に避難訓練を通して避難するという形式的なものだけではなくて、道徳教育なり、社会の授業であつたり、全教科でそれぞれが防災を意識する、防災の教育を学んでいくということによって、子供たちに独自に判断できて独自に避難したり、周りに声かけたりする行動ができるような力を育てていくということが重要と考えております。

ただ、災害時においては、いつどんな時間にどんな災害が起きるかわからないということで、第一義的に一番重要なのは家庭ということは当然考えております。ですので、学校と協議をしながら、保護者も参加できる研修の場等を提供できればと、今後、学校と協議を行いたいと思います。

また、教育委員会としましては、子供たちがいざというときに対応できる力をつけるということは重要と考えますが、それとともに、家庭や保護者、地域などが協力して、いざというとき、安全に避難行動等がとれるように、ふだんから子供たちには地域との触れ合いや地域の行事等に積極的に参加するようにして、子供たちも地域の一員なんよと、コミュニティーの一員ですよという意識づけ等で、地域の周りの人とよりよい人間関係を構築するということが重要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 防災による力をつけるということの重要性というのを、今、お聞きして、少し安心した面もあるんですが、その重要性の中に、私が質問したように、家庭の中にいたときに、じゃあ保護者がいない、子供たちだけにいる、そのときに避難勧告が出たときにはどういう行動をするんよということもすごく重要なことだと思います。そういうことを、危機管理マニュアルみたいなものを、学校の安全

計画の中に危機管理マニュアルというのがありますが、そういう中にも、そういう危機管理、自分自身の身を守るということもすごく入れてほしいなということも思いました。

3問目です。子供たちが避難所にも子供たちだけで避難した場合、図書館も避難所になっておりますが、それぞれの学校で、また坂小学校は避難所になってないということもあるんですが、子供たちが避難所に行った場合、学校として図書室の解放等の配慮なんかも考えてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 防災教育を短時間で語るというのは非常に難しい状況がございまして、近年ですけれども、教育現場の中で愛着障害ということが非常に課題としてふえているということが課題視されております。愛着というのは愛情の愛と書くんですけれども、この愛着障害によって、子供たちのいわゆる社会性であるとか、人間関係であるとか、自立性というものが非常に課題が多く見られるというようなことが指摘されております。

その原因としては、やっぱり小さいころに子供が感じる恐怖であるとか、不安であるとか、そういったものを親が守る、確保する、安心させるという、こういった行動を繰り返すことによって育成されるというふうに言われております。

本町の場合、昨年、教科書の中ではない、本当に現実には子供たちが目の前で災害を経験しております。実際、被災した子供だけじゃなくて、いろんな形で全ての子供が災害を経験し、それぞれ不安であるとか、恐怖であるとかいうものを感じ、今もその影響を受けている子供たちも少なくないというふうに認識しております。

そういった中で、これらのことも考えたときに、やはり可能な限り、監督義務者である保護者が、親が、あるいは身近な大人が子供の近くに寄り添いながら、愛情を持って安全と安心を確保してほしいというところが一番の願いでございます。

しかしながら、先ほどの議員さんが御指摘されるような状況というのは当然理解できますが、そういった場合、自宅の中で、自宅が安全な場合は、不必要に、あるいは急な用事がない限りは、絶対に自宅から出ないということをお大前提とした学校の指導というのは必要ではございますけれども、もしも避難が必要になった場合は、先日も新聞に出てましたけれども、地域で避難行動をとっていただいております。そういった地域で声をかけ合いながら、共助による避難行動をとる際に、子供たちにも声をかけてい

ただけるようなつながり、あるいは子供たちのほうからも危険を予測し、あるいは主体的に逃げようという判断ができる力を学校の防災教育の中でつけていく、そういった中で、子供たちのほうから家族や近所の大人に声をかけて、一緒に避難できるような教育を進めていきたいというふうに思っております。

そして、近くの避難所に行けば、地域のつながりの中で子供も安心して過ごすことができるなどの関係が、そのことが地域防災の強化につながるんじゃないかというふうに考えております。

さらに、これらのことが地域と子供たちとのつながりを強くする、いわゆるきずなを強くすることによって、今の子供たちが地域から受けた愛情を、子供が大人になったときに、それを経験を生かして、防災意識の高い社会を構築する大人に成長していく、それが郷土愛となり、坂町を支える人材へ成長していくんじゃないかというふうに考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） もう一度、教育長にお聞きします。

答弁にありました防災教育の将来の方向性だということで、今も方向性についてお話をいただきました。答弁の中にあつた学校の実態に応じた防災教育を、教科横断的な視点を持って学校安全計画に位置づけ、内容のつながりを整理しながら計画的に実施してまいりますとあるんですが、ちょっと漠然としていて、意味が余り伝わってこなかったんですが、具体的な取り組みというものはどのようなものなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） それでは、なかなか教育的な専門用語が難しいとは思いますが、要は防災教育という教科がございません、学校にはですね。ですので、防災教育がどういう形で学校で推進されているかというのと、各教科で、ある程度、教科の専門的な視点を持って割り振られた役割を各教科が担っているということになります。

例えば社会科で言えば、防災の歴史等について学んでいくと。あるいは理科で言えば、災害がどうして起こっていくのかというようなところが、メカニズム的なところが盛り込まれていくと。

あるいは保健であれば、もしけがをしたりとか、あるいは災害時にこうなったとき

に、緊急的な救急対応をするときには、どういうふうに行動をとることが望ましいものであるとか、あるいは道徳であるとか総合的な学習、特別活動で言えば、そういったものを総合的に総括するような形で、例えば共助とはどういうことなのか、自分の命を守るということはどういうことなのかと、あるいは他者の命を守るということはどういうことなのかというような、いわゆる全ての教科に横断的に防災教育をやっていると。その集約、総括したような形が総合的な学習が主に深めていくようなところになろうかというふうに思いますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今、トータル的に聞いていたら、学校の教育の現場でというよりも、家庭で、地域でというふうな、大まかに言うのですよ、今、いろいろなお話を聞かせてもらって、大まかに言うと、家庭で、地域でということだったような感じがいたしました。

そこで、町長にお聞きします。

質問内容や答弁、今、応答を聞いていただいていたと思いますが、このような実態があるということについて、町は将来的にどのような対応を考えておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、教育に関することでありますけれども、教育長が答弁したとおりであると思います。と同時に、以前の議会だったと思うんですけれども、答弁の中でも申しましたけれども、やはり教育長も同じ意味のことを言ったと思うんですけれども、いわゆる、これ、昔からのお話しでございますけれども、岩手県の宮古地方では、やはり昔から津波がどんどんどんどんやってくるものですから、「津波てんでんこ」という言葉がございまして、これはやはり、てんでは、おのおので危ないと思ったら避難をするんだという教育が古くから伝わっておりまして、それもちょうと浸透しておるというようなことも聞いております。

逆に、子供が両親やおじいさん、おばあさんに、こうこうこうで危険だから逃げようでというようなことを言いながら、自分からみずから避難をするというようなこともやっておるというようなことを聞いておるわけでありまして、やはりあってはならない災害が起きた折には、そういう精神がちゃんと教育の中で育む、育つ、

そういうふうな環境をつくるのが、またこれが20年先、30年先、40年先、今の子供が成人になって、また家庭を持って、その家庭の子供たちにもそういう精神がずっと継続できるような、そういう環境づくりをやっていくことが、僕は一番大切なんじゃないかというふうに思っております。また、教育委員会がそういう中で、学校現場、あるいは教育委員会といろいろ協議の中で、必要に応じて行政として支援をしなければならないことがあれば、これは積極的に支援をしていきたいというふうな考えを持っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「社会福祉専門職の配置を」について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「社会福祉専門職の配置を」の件について伺います。

昨年の豪雨災害からの復旧・復興に当たって、多くのボランティアの方々に御支援いただき、そのボランティアの方々を支え、被災者支援もするために、坂町災害助け合いセンターが開設されました。

坂町災害助け合いセンターの運営に当たっては、多くの社会福祉士、精神保健福祉士等、福祉の専門職の方々が御尽力くださり、その活動は皆様の知るところと思っております。

また、町内に暮らす障害者、障害児の御家庭を一戸一戸訪問し、被災後の状態を把握し、必要な支援につなぐ手だてを立ててくれたのも、社会福祉士、精神保健福祉士、あるいは相談支援専門員といった社会福祉の専門職の方々の、発災直後からの専門的な支援は、我々を心強く励ましてくれました。

そこで、坂町の福祉的な環境をさらに充実させ、福祉的課題が生じても安心して坂町に住み続けることができるよう、社会福祉の専門職を配置し、専門職が福祉的にかかわり続けることのできる仕組みづくりの構築が必要ではと考えます。

町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「社会福祉専門職の配置」についてお答えをいたします。

社会福祉専門職とは、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等でございますが、本町におきましては、民生課に社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を有する職員が配置されており、保険健康課には医療保健専門職である保健師が配置をされてお

ります。

また、現在、広島県済生会に委託をいたしております坂町地域包括支援センター並びに坂町地域支え合いセンターにも、社会福祉士、介護支援専門員、看護師及び保健師が配置されており、行政、関係機関等と連携を密にして福祉事業に取り組んでいるところでございます。

御質問の、社会福祉の専門職を配置し、専門職が福祉的にかかわり続けることのできる仕組みづくりの構築が必要ではないかについてでございますが、今般の地域における社会福祉に関する多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、個人の抱える課題だけではなく、世帯が抱えるさまざまな課題に対し包括的な対応が求められており、さらには地域の実情に応じて児童、高齢者、障害といった複数の分野を総合的かつ複合的に支援をしていくことが必要であると考えております。

このように社会福祉に関する多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、専門職や関係機関との連携体制の構築が不可欠でございます。

今後は、現在の支援を強化する中で、必要であれば、本町の実情に応じた支援体制を検討してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） まず、整理をしておきたいのですが、町においても社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師の有資格者が配置されてあるというところですが、このうち社会福祉士、精神保健福祉士、保育士は一般職採用をされている方々だと思いますので、いろいろな部署への異動がある方々であろうかと思えます。保健師の方は保健師として採用されてあると思うので、異動なく保健師業務に当たれるというすごくいい利点があるかと思えます。

そして、私が質問しました社会福祉の専門職の配置というのが、保健師の方のように専門職採用されることで、異動して相談援助の窓口から離れることなく、住民の福祉的ニーズに専門的にかかわり続けてもらえる状態を指しております。

現在の状態では、職員に異動があったときに、一から新しい職員との支援のための人間関係を相談に来た住民の方々が人間関係をつくっていかなければいけません。災害によって新たに生まれた福祉的課題ももちろんですが、災害があったからこそ発見できた、これまで見えていなかった福祉的な課題にも気づいた今だからこそ、福祉職

の専門職採用を検討するタイミングであるかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 福祉専門職の採用については、坂町の行政の規模等を考えますと、ただいま、その専門職で採用するのは難しいというふうに考えております。

ただし、今の民生部門の体制におきましては、ケースが発生した場合は、社会福祉士等有資格者と保健師等で複数で対応して、その当事者の支援に当たっております。そのように複数の専門職で支援していることから、今、行っておる体制で十分であると今のところは考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 先ほど町長に答弁いただいた中で、現在の支援を強化する中でというふうにお答えいただいたんですが、そこにも今の答弁がつながってくるのかなと思って聞いておりました。

現在の支援を強化するとお答えいただきましたが、その具体的な内容をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 現在の支援体制の強化については、より質の高い支援やケアを提供するためには、坂町が広島県済生会に委託しております坂町地域包括支援センター、坂町地域支え合いセンター、あるいは社会福祉協議会など、異なった専門的背景を持つ専門職が共有した目標に向けてともに連携し、住民の支援ができるよう、社会福祉専門職だけでなく、社会福祉専門職に医療、保健の専門職を加えた多職種での連携の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、全体的なことは民生課長が答弁をさせていただきました。今、強化といえば強化になるんでございますけれども、今、保健師のほうを新年度で、ある程度、複数名採用するというので、そういう準備を進めておるところであります。これも、一点は災害関係もあるわけでございますけれども、全体的な保健サービス、福祉サービス、その強化ということで、保健師の強化ということも、今、取り組んでおるところでもございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 坂町役場内においても、保健師さんの専門職採用が来年度か

らふえていくというところで、医療面において強化されていくところを大変心強く感じております。

一方で、先ほど民生課長からも答弁いただいたように、地域支え合いセンターですか、包括支援センターというところで、そちらで配置されてある専門職の方々と連携をとっていき、強化していくということを強く言われてありました。そこも非常に重要なところだと思うんですが、あちらはやはり済生会さんが運営されておられる外部の機関になりますので、内部の強化というところで、医療面で保健師さんが強化されるというところと、福祉の面において、障害者福祉という部分においては、どのような強化体制をとられるところなのか、もう少し具体的にお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 強化策でございますが、今後はますます複数分野にまたがる課題がふえてくると考えられております。障害、児童、高齢者、そういったことをワンストップの相談対応を可能とする地域共生社会の実現を目指して、民生部門の相談体制を整えるような方向で持っていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 障害、児童、高齢者、ワンストップで一つの窓口で対応していただけるというところで、それこそ、住民の方も求めてある姿ではないかと思えます。

そこで、そのような高度な相談体制を整えるのであれば、やはり社会福祉の専門職が必要になってくるのではないかと考えます。坂町役場においては、社会福祉主事を取得されている職員の数が非常に多いというところを聞いております。社会福祉主事を取得して、例えばほかの部署に異動されるというところで、例えば環境防災課に行っても、社会福祉のことがわかっている人がいるというところをいろいろ目指されているのだと思うんですが、社会福祉主事は、例えば先ほど言われました障害、母子、児童、高齢者といったところの法律に関しての、そこに定められている援護ですとか、あと育成や更生の措置に関する事務を行うということを職務とされているので、そういう事務を職務とされている方々がふえるということは、知識がある方が役場の職員としてふえているということがすごく相談の強化にもなっているとは思っています。なんですが、社会福祉の専門職というところで、社会福祉士、精神保健福祉士が行う相談援助は、その一歩、二歩も上を行っている、福祉的ニーズを抱えた人たちが自分ら

しく輝いた人生を送れるようになるための相談援助技術を用いた専門的な援助だとい
うところが、社会福祉主事と福祉専門職の大きな違いであると認識しております。

そこで、その認識に基づいて、社会福祉の専門職としての配置を進めている自治体
が、近年、多く見られていると思いますが、そこについては、先ほど、今は必要ない
とおっしゃったんですが、こういう状況を鑑みて、再度、それでも必要性が全くない
のかどうかというところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、民生課長のほうからは、現状の捉え方を説明をしたわけ
ありますけれども、昨今、やはり職員の中でも非常に意欲のある職員もたくさんおる
わけございまして、そういう社会福祉士とか、あるいは精神保健福祉士、そういう
資格についてチャレンジをするような環境もできつつございまして、今、行政としま
しても、その担当部門のほうに積極的にサポートするよというよということも支持
をいたしております、また、将来的にはそういう資格者が、近い将来、ひょっとし
たらふえてくるんじゃないかというふうなことで取り組みもいたしておりますので、
よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 社会福祉士、精神保健福祉士にチャレンジしていくことを支
援していただく環境を整えていただけるというところで、それは住民にとってもすご
く有益なことにつながると、聞きながら感じました。

そこで、最後の質問になりますが、そのような有資格となった意欲的な職員さん
について、それでもやはり異動があった場合、どうしても相談に来ている住民や家族の
方、本人や家族の方からすると、また一から相談していかないといけない。今、標準
的な相談体制としてすごく求められているのが、相談者がころころ変わらないですど
か、ずっとそこで安心して相談を積み重ねていける、そういう体制も非常に広く深く
相談支援をしていく上で重要になってくると考えます。ですので、全く余地がないで
はなく、行く行く、例えば社会福祉士、精神保健福祉士というところで有資格者が
ふえてくる中で、異動なく、住民がこの人に相談行けばいいなと思えるような環境の
可能性、そういった可能性を整えるというところも全くないのかどうかというところ
をひとつお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） お答えします。

当然、専門職になるわけでございますので、例えばソーシャルワーカー、いわゆるそういう方はそこに専門的におられるわけでありまして、それから保健師もそのとおりでございます。また、今、社会福祉士とかそういう資格を取られた方につきましても、今後、やはり町民の方々の状況をしっかり勘案をしながら、そういう配置が必要であれば、当然、これは配置をしていかないと、資格を取得しても、それが活用できないようでは町民のためにもいけないわけでありまして、そこらもしっかり考慮しながら、これからもそういう状況を見ながら配置も考えていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午前11時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、一般質問を続けます。

6番 柚木喬議員から「給食費の無償化を導入しては」について質問願います。
柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「給食費の無償化を導入しては」の件で質問いたします。

子供の貧困対策法が改正され、自治体の果たす役割が大きくなり、この結果、市町村も子供の貧困対策計画を策定することになりました。

給食費の無償化を実施している学校は、平成29年度、全国実績では76自治体、約4.4%が実施しており、次第に広がりを見せております。

現在、各自治体においては、就学援助として給食費の支給がされていますが、もう一步進めて給食費の無償化を進めてはいかがでしょうか。

1番目、坂町における学校給食費の平成30年度の実績額は6千万円程度ですが、無償化のための予算確保はできないでしょうか。

2点目、幼児教育の無償化が10月から実施されますが、その中で給食費の無償化を進め、こども園、保育園、幼稚園も給食費の無償化の対象としてはどうでしょうか。

3点目、地方創生論議の子育て支援住宅への入居を促進するため、給食費の無償化

を目玉とすればいかがでしょうか。それともほかに施策があるのかもあわせて伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「給食費の無償化を導入しては」の件につきましてお答えをいたします。

子供の貧困対策法は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現に向けて総合的に推進することを目的として改正をされました。

御質問1点目の、学校給食費6千万円程度を無償化のために予算確保できないかについてでございますが、本町では受益者負担の観点から、法律の規定に基づき、学校給食費として保護者に負担をしていただき、経済的な理由により負担が厳しい保護者に対しましては、生活保護や就学援助制度による支援がなされております。

また、給食センターでの人件費や光熱水費、備品、消耗品費等に係る費用につきましては町が負担をし、保護者の皆様には食材費のみを給食費として御負担をいただいているところでございます。

現在、給食センターの施設・設備の老朽化に伴い、修繕費等の費用も増大をしております、今後も健全な財政運営のもと、将来にわたり安全・安心な学校給食を提供していくためには、食材費の負担については、引き続き、保護者の皆様をお願いをしたいと思いますというふうに考えております。

御質問2点目の、こども園、保育園、幼稚園の給食費無償化についてでございますが、本年10月1日から、こども園、保育園、幼稚園の3歳児から5歳児までの保育料につきましては、国の施策により無償化となりますが、給食費については保護者が負担することとなっております。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子供及び第3子以降の子供につきましては、給食費のうち、おかずの費用である副食費を免除することになっていることから、こども園、保育園、幼稚園の給食費については、低所得者の方に対して必要な措置がとられるものと認識をいたしております。

御質問3点目の、地方創生論議の子育て支援住宅への入居を促進するため、給食費の無償化を目玉とすればどうかについてでございますが、給食費に係る保護者負担に

つきましては、就学援助等より必要な措置を行っており、人口増のために地方自治体間で過剰なサービス拡大競争をすべきではないというふうに考えております。

次期総合戦略に係る定住促進策につきましては、今後の国の動向を踏まえ検討してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） まず最初に、最初の2行にあります子供の貧困対策計画、この作成担当部局はどこかということと、最終的な責任部署はどこかをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 担当部局については民生課になります。本年において、こちらの質問にあります子供の貧困対策計画については策定する運びで、今のところ動いております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） それは、今、質問の中で、最終的な責任部署ということによろしいのでしょうか。そのようにお聞きします。

2点目、私、冒頭に6千万円の予算をとれないかというような提示をさせていただきました。これが現学校給食費についての負担額です。ちょっと教育長に見解を伺いたいんですが、現在、本町は完全給食を実施しているんですね。その上に学校給食の無償化ということをした場合には、かなり子育て世帯の負担を減らして、学業の安定が図られるというようなことと同時に、貧困対策の一助になるんだと思うんですけど、いかがお考えでしょうか、その辺は。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） そういった側面もあろうかとは思いますが、子供の給食費を無料、あるいはほかの施策も無料にすれば、私も逆の立場なら大変ありがたいというふうには思いますが、行政の持つ財政の限りを考えたときに、優先順位を考えたときに、そのあたりの検討は必要であるというふうに思っております。

先ほどの答弁の中にもありましたように、今現在、就学援助、あるいは経済的に苦しいという家庭につきましては、実質給食費のほうは納めていただいているような状況ではございませんので、もしこれを全体的な無償にするということになれば、そう

いった苦しい経済状況の中で納めていただいている税金を、そうでない家庭にも使用するというような財政の使い方になろうかというふうに思います。

しかしながら、貧困対策につきましては、教育が担う責任もあろうかと思いますが、ただ、教育だけで担えるものではございませんけども、やはりそういった雇用であるとか、経済施策であるとか、総合的にそういった貧困対策というのは進めていくものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これは町長に答弁願いたいんですが、学校給食の無償化、これは答弁は、法律に基づき保護者負担とされているということは答弁でいただいたんですが、広島県内では、神石高原町は既に、唯一、この学校給食の無償化をやっているんですよね。今後、子育て世代の誘致合戦が始まるというて私は思うんですけども、本町、この災害の、坂町は、このままでは子育て世帯が来ないと私は想定しております。いろいろと小屋浦とかなんかありますけど、想定してるということであるんですね。

この無償化を実施すれば、例えば小屋浦町有住宅の大体入居家賃が何か4万9千円とか4万七、八千円だと思うんですけども、この約一人当たり4,500円といいますと、家賃が1割引き、2人だったら2割引きぐらいな感じに実質なると私は勝手に、今、考えたんですね。

今の先ほどのある議員からの家賃を安うせんのかいうんじゃないで、こういう住宅に入る人のこういう学校給食の無償化等々をやれば、幾らか施策として決まってくるんじゃないかと思うんですが、その辺は、町長、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 小屋浦の町有住宅に入られる子育て世代の方の給食費を無償化にするということによろしいんですよ。やはり、そういうことになってきますと、全体的なバランスもございまして、この人はあっこに入るからただやと。しかし、この人は自宅を構えておるから有料よ、あるいは民間の賃貸住宅におるから有料よというようなことはちょっと難しいんだというふうに考えておりますし、できないことだというふうにも考えております。

また、町有住宅の子育て支援住宅につきましては、先ほども申しましたとおりでござ

ざいまして、ある一定の災害対応がスムーズにいった折に、被災された方が生活再建ができるようになった折に、またいろいろなことで議会の皆さんにも御相談をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今のは全体の学校給食の無償化についてで、例えば小屋浦の場合、そうなりますよということでございますので、小屋浦だけをどうのこうのする話じゃございません。

4点目です。

保育園等の給食費の無償化についてちょっと伺うんですが、この財源について、無償化にするための財源が、このようなことを考えられるんじゃないかないうことで質問するんですが、国の保育利用料が無料なんですね、10月から、そうですね。これ、決まっております。保育料ですよ。利用料が無料になるんですね。それに伴って、町の財政負担が軽減されるというようなことを私も聞いてるんですが、それを給食費に充てる財源が確保できるんじゃないかとは思いますが、その意味でこの給食費の無償化は実施しやすくなるんじゃないかと思うんですが、その辺の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 保育料の無償化についてはこの10月から実施され、3歳児から5歳児、年少から年長までの児童の保育料について無償化されます。ただし、この中で給食費、副食費、おかずの費用については保護者の負担というふうになっております。それで、議員が言われました財源がこの無償化によって確保できるんじゃないかということでございますが、財源については若干のこれまでより一般財源が少なくなるというような試算もございますが、町長の答弁にございましたように、国の施策のほうで360万円以下の世帯については副食費が軽減されるということで、このことで十分に軽減がなされておるものと認識しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問をします。

幾らか、町長のほうから言葉はありましたが、総合的に町長にお答え願いたいんで

すが、この時期のタイミング、いわゆる災害が起きた町なんです、特にやっぱり小屋浦においては、人口減対策のやさきにこの大水害があったわけです。結果として、子育て支援策はわずか少ない程度の入居で終わるとるわけです。そういうようなことが、過去が全てリセットされて、ここにおいて、小屋浦の人口はかなり減り続けておるわけですね。今回のこの施策というのが、やっぱり活性化の一步になるんじゃないかと私は思ってるんですけども、言いかえれば、今、誕生から中学卒まで給食費を無償化というふうなことになるんですけども、それをしたら物すごくやっぱり活性化になるんじゃないかと思うんですね。見解を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 活性化をどういうふうに捉まえるかというのも、またいろいろ十人十色であるというふうに思いますけれども、何も全てのものを全てと申しませうか、学校給食費を中学校まで全ての方を無償にするということが活性化に必ずしもつながるとは私は考えておりません。それに必要な経費も、先ほど議員がおっしゃったように6千万円程度かかるわけでありまして、これは、例えば3年とか5年の限定でやるということになれば、これはまた話は別でございますけれども、一旦やり出すと、10年先の子を持つ親御さんは知らないよというようなことはできないわけでありまして、そういう負の財産を将来には、私は、無償になることはいいんですけども、ある意味、大きなやっぱり負の財産を残すようなことにもなる可能性が強いというふうに考えておりますので、そこらは全体的にそういうことも考えながら、バランスのとれたやはり町政運営をしていかなければならないという観点からも、限られた財源を有効に活用していくという観点からも、また、ハード事業もまだまだ復旧・復興に際して、町が主体的にやらなければならない事業もたくさんあるわけでもございますし、また拙速に、はいじゃあこうです、ああですということは控えさせていただきたいと思っております。

将来的にどうなるかということ、またこれは別でございますけれども、そういうことでよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「坂町産ムラサキ麦で特産品の開発を」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「坂町産ムラサキ麦で特産品の開発を」の件で御質問しま

す。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略は今年度で第1期が終了しますが、先日、目標に対する点検、見直しがありました。その中で、特産品の研究・開発1品がありますが、安芸農協によるＹＯＹＯビールの開発販売で目標は達成とのことでした。

特産品ということで、原料は町内産ムラサキ麦を使用、生産部会を設立し、栽培業者も拡大し、提供を受けています。しかし、ビールは期間限定、要冷蔵、高価で、町内店舗での販売は1店のみで、多くの町民には浸透しておりません。

坂町ではムラサキ麦を使用した特産品として、20年前に芸州坂うどんが誕生し、今日に至っていますが、それ以降の開発はございません。

ベイサイドビーチ坂で物販等施設を整備する予定で、特産品や地場産品の販売コーナーなどを検討しているとのこと。町内産ムラサキ麦を町内食品製造業者に提供し、特産品の研究、製造販売を行ってはいかがでしょうか。

また、ことしはメジロのマスコットキャラクターや着ぐるみもできます。そのキャラクターを使用しての特産品開発や、シールをつくり、貼付することにより、特産品でなくても坂町推奨ブランドとして販売も可能でしょう。

町当局の今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町産ムラサキ麦で特産品の開発を」の件につきましてお答えをいたします。

本町では、平成28年2月に策定をした坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「坂町に住みたくなる賑わいの創出」を基本目標の一つとして掲げており、その中で特産品の研究・開発において、計画期間内に特産品を1品開発することとし、平成29年度に「ひろしまＹＯＹＯビール」を開発し、商品化を行ったところでございます。

一方で、町が把握をしているムラサキ麦の収穫状況は、令和元年度で約200キログラム、耕作者は9名と、平成28年度以前よりかなり増加しているものの、ビールの原材料のほかは自家消費程度しか収穫できない状況でございます。

また、特産品として開発したビールの製造におきましては、昨年までのビールの売れ行きが好調であったことから、年3回の製造を今年度からは年4回へとふやしたところでございます。しかし、1年を通じて十分な製造が行える原材料の供給が行えな

い状況でございます。

このため、町では坂町産ムラサキ麦の安定的な確保に向けて、引き続き、広報誌、ホームページ等によるお知らせや、耕作者への声かけなどの周知を継続して行い、まずは商品化した特産品が町民に浸透するように取り組んでまいります。

さらに、本年度に作成予定の公式マスコットキャラクターや着ぐるみを活用し、特産品フェア等のさまざまな機会を捉え、町内外への特産品PRを行い、認知度の向上もあわせて図ってまいりたいと考えております。

今後とも、坂町産ムラサキ麦を使用した特産品により、本町の商工業の振興につながるよう努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） YOYOビールを、一昨年だったですかね、開発して販売しとるんですが、多分、きょう、来とられる坂小学校の皆さんは全然飲めんですよね。特産品といっても、ほとんど町内でも浸透されてないし、もちろん販売店も以前は2店あったんですけども、現在は1店ということでございます。製造しとるのは、呉ビールということで町外、それから実際に販売権を持つとるのが酒商山田ということで、町内のほとんどの商工業者には関係ないような状態でもって、特産品というのがふさわしいかどうかということなんですよ。

例えば芸州坂うどんにしても、販売しとるところはSunstar Hallと社会福祉協議会。社会福祉協議会も在庫を持つとらんので、役場へ買いにいかんやいけん。支払いは社会福祉協議会でせにやいかんと。それをもって特産品の、ここへ町長が言われとる、特産品によって本町の商工業振興になるのかどうかということなんですよ。そこら辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

特産品をもって町の商工業の振興になるのかということでございますけども、ひとえに町内産の原材料を使うということで、まず坂町という名前のほうが商品名のほうに原材料名坂町ということで出ることになろうかと思っております。こうしたものをひとえに販売を拡大していくことによりまして、坂町のPRのほうにはなろうかと思っております。

現在のところ、製造などを協力していただける業者につきましては、議員がおっしゃられたように限定的なものでございますけども、今後、仮に、先ほどビールのほうが例えば売れ行きが好調だというふうに言いましたけども、もし売れ行きが好調であれば、そのあたりからまた生産のほうが、原材料も当然ふえなければ生産はできませんけども、ふえていけば、そのあたりのほうは販路なりが拡大していくのかなということも少し考えているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） さっき申しましたように、例えば子供さんも飲めんし、Y O Y Oビールそのものも、生産拡大しても、あんまり経済的にも効果がないような気もするし、坂町の商工業の振興につながるということも余りない思うんで、ここに質問にしましたように、例えば町内で、今、名前出しちゃいけんのんですけども、レクールさんがもち麦ドーナツいうのをつくっとるわけですよ。これは非常に好調なことなんじゃけども、これは坂町産のムラサキ麦を使っとらんので、もち麦というような形で売り出しとるわけですよ。だからビールはそがいに飲む人が少ないんで、ビールに行くようなそのムラサキ麦を、多少、そういう町内の食品の製造業者に回してもらって、そこで特産品を開発していくというような格好にすれば、子供さんにしても、酒が飲めん人にしても利用できるんじゃないかと。

それから、Y O Y Oビールというのは要冷蔵なんで、お土産にまず持っていけんというのが、これはなかなかそこらが制約があるわけですよ。だから、そういうこと、お土産に持っていきやすい、日ごろでも買えると、町内の商店で買える、誰でもが利用できるというようなものが特産品であってしかるべきじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

原材料につきましては、今、200キロ程度ほど坂町産のムラサキ麦を生産しているわけでございますけども、まず、ここの生産量のほうがビールの今の製造に関しましても、今回、1回ふやしましたけども、年4回ということで、2カ月程度の冷蔵期間といえますか、保存期間なので、年間を通じてやろうと思えば、6回生産が必要なわけでございます。しかし、実際、まだ原材料等の関係もありまして、4回しかできて

ない状況であります。

こういった生産状況の中で、原材料のほうをドーナツなりのほうに粉にして回していくというのも、今、現実のところは厳しいといったような状況でございます。

町としましては、この原材料のほうをまず生産拡大のほうを図っていくことが第一ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） ドーナツとか食品についても、さっき申しましたように、ビールの生産量をふやすよりかは、そちらで町民の皆さんに利用していただくほうがええんじゃないかと。特に、今度、ベイサイドビーチの物販施設や何かができますよね。そのときに、例えばＹＯＹＯビールいうたって、さっきの年4回だったら、常時、置いとくというわけにはいかんわけですよ。だから、常時、そこに商品があるというのが特産品としては大切なことじゃないか思うんですよ。だから、それを例えば何でＹＯＹＯビールなんかということなんです。ＹＯＹＯビール、言うっちゃ悪いけども、今度、消費税が上がると660円なんで、1本が、缶ビールだったら3本なんですよ。だけん、リピーターはまずない思うんですよ。毎日毎日、それを飲むいうわけにもなかなかいかんので、そういう商品の特産品として坂町が重点的に取り組んでいくというのが果たしていいもんかどうかということなんです。それよりかは、もう少し大衆的に販売できるような商品への取り組みをしていく必要があるんじゃないかということなんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ムラサキ麦につきましては、議員も生産されておられたということで、非常に生産量がふえるということは非常に難しいということもよく御存じだというふうに思います。そういうことで、なかなか言われるとおりで、ムラサキ麦の量が、例えば大麦とムラサキ麦、同じように植えても、量が全然違うわけですよ。そういう弱点は確かにあると思います。

また、このＹＯＹＯビールにつきましても、これも御承知と申しますけれども、JAさんのほうからのお話がございます、材料は坂町のムラサキ麦でビールをつくってみたらおもしろいよということで、ほいじゃあ坂町という名前が出るということで、坂町産のムラサキ麦でつくったビールが販売されるということで、もちろん名前もひ

ろしまＹＯＹＯビールという名称になっておりますけれども、一つは、これを特産品としてつくるようなことになったのは、やはり坂町の名前を売り出すことが目的というのが一つございました。

ただ、現状では、結構、町内ではなかなか高価なビールということで、あるいはまた、醸造されましても、できましても、２カ月ぐらいでやはり賞味期限が来るということで、そういう弱点もあろうかと思っておりますけれども、しかし、飲んだ方は、非常にフルーティーでおいしいというようなことも伺っております。

さらには、関東のほうからも、そういう東京でも売りたいというふうなオファーも来ておるような状況でもございます。いましばらくは、ＪＡさんと、私のところと、呉ビールさんと、それから酒商山田さん、４者で協力をしてこの製造をして販売しておるわけでございますけれども、これも継続していければというふうな思いを持っております。

ただ、特産品も、例えばこういうことを私に提案される方もおられるんですけども、大麦はかなり同じ面積でも量が多いということで、これを逆に活用して、パンとかいろいろなものに利用できるような策も考えたらどうかというふうなことも伺っております。

これから新しい第５次長期総合計画も策定することになっておりますので、またその中でも多くの関係者、町民を初め団体の皆様からも御意見を拝聴しながら、また新たな特産品の開発に向けても取り組んでいけたらというふうに思っておりますし、ただ行政だけが先導して、あれやる、これやるいうても、なかなかこれは難しい問題があります。やはり多くの町民の方と思いを一にして、特産品開発に向けて取り組んでいくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。

そのほか、ベーカリー、パン屋さん結構町内にもありますので、またいろいろなパンもつくっておられるパン屋さんもおられます。そういう方々がつくっておられる商品も活用しながら、今後、ベイサイドビーチに商業施設ができましたら、うまくそれが反映できるようなことにもつなげていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○５番（奥村富士雄議員） 特産品というのはなかなか難しい問題があるんですけども、私、質問のところ、今度、メジロのイメージキャラクターとしてぬいぐるみや何か

ができるということで、この秋ぐらいには着ぐるみがデビューという話聞いたんですが、先日、彦根へ行きましてひこにゃんに会うてきました。ひこにゃんはゆるキャラのブームの火つけ役ということで、ひこにゃんにしても、熊本のくまモンにしても、非常に有名になって、経済効果がすごいあるということなんですが、メジロについてもそれぐらいの経済効果が欲しいという気がするんですけども、ここの中に着ぐるみやらなんかを通じて特産品フェアなどで町外の認知度の向上をとというようなことがあります、そこら辺の向上策を聞きたいんと、それから特産品じゃちょっとやっぱり限定されるんで、坂町推奨ブランドというか、例えばそういうメジロのキャラクターをシールにつけて、坂町推奨ブランド、例えばパン屋さんの、別にムラサキ麦使わんでも、これは自分が独自のもんだということであれば、そういうものを推奨すると。ケーキ屋さんにしてもそういうものに張って、坂町推奨ブランドとして売っていけば、坂町のPRになるんじゃないかということと、例えばベイサイドビーチでも、商品のボリュームがアップするんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうでしょう。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えします。

公式マスコットキャラクターにつきましては、現在、発注をして、この秋には完成し、また、お披露目時期につきましては、現在、検討しているところではございます。

また、その活用策につきましては、例えば特産品に限らず、キーホルダーとか小物、そういったものも考えられるというようなことも考えております。

また、議員さん言われたように、そういった推奨ブランドということは、他の自治体でそのようなことをやっていることも把握しております。また、それを例えば推奨ブランドとして、今、言われましたように、メジロのシールを作成し、そういったものを推奨ブランドにする。その辺も、今、マスコットキャラクターの製作をしているわけですけども、今後、そういった活用策ですね、その波及する、マスコットキャラクターを製作することによって、そういった小物制作でありますとか、そういった推奨ブランド、議員さんの提案されたようなことも含めて、今後、活用策については考えていかななくてはいけないということは承知しておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「クレアラインについて聞く」につい

て質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「クレアラインについて聞く」の件で質問をいたします。

呉・広島間を結ぶ有料道路クレアラインは、坂町にとっても重要な基幹道路である。今後、4車線化の計画に向けて協議されていく方向であるが、小屋浦地区が孤立することなく、4車線化に伴う側道の整備、県道坂小屋浦線等を含めた道路整備が重要である。4車線化にあわせ、小屋浦地区にインターチェンジの整備を要望することはできないのか。このことが小屋浦地区の将来を見据えた地域づくりに重要な役割を果たすものとするが、町当局の考えを伺う。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「クレアラインについて聞く」の件についてお答えをいたします。

クレアライン（広島呉道路）につきましては、平成31年3月29日に、国土交通省から西日本高速道路株式会社に対し4車線化の事業認可が出され、今年度より事業に着手されたところでございます。

4車線化に当たっては、昨年の豪雨災害により広島呉道路が通行どめとなったことを踏まえ、災害に強い、また、災害により通行どめが発生した場合でも、早期復旧が可能となる整備を行う旨を西日本高速道路株式会社より伺っております。

御質問の、4車線化にあわせ小屋浦地区にインターチェンジの整備を要望することはできないのかについてでございますが、既存の高速道路に追加インターチェンジを整備する場合は、一定の地元負担が求められます。小屋浦地区の場合、本線に取りつくために橋梁等の構造物が必要となることから、相当額の負担が発生することが予想され、また、整備後の利用は多くを見込めないという予測もされることから、小屋浦地区でのインターチェンジの整備は難しいと考えております。

また、4車線化に伴う側道の整備につきましても、小屋浦地区の前後にトンネルが位置することから、小屋浦地区につながる側道の整備は難しいと考えておるところでございます。

なお、昨年の豪雨災害時には小屋浦地区が孤立状態となりましたが、こうしたことも踏まえ、災害等の緊急時に広島呉道路本線に直接出入りができる緊急開口部を設置をしていただくよう、西日本高速道路株式会社と協議を行っておるところでございます。

す。

また、県道坂小屋浦線の延伸につきましても、国や県に対し機会を捉えて要望を行っているところでございます。

今後も、広島呉道路の4車線化事業等が小屋浦地区を初めとする坂町全体に有意義なものとなるよう、関係機関と協議を重ねてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） まず、お聞きします。

町としては、クレアラインの接続、それから町道、小屋浦に対してはやっていいのか、やりたくないのか、その辺をどっちか思っところを一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） お答えします。

4車線化のお話がありましたときに、スマートインターはどうだろうかという話は当然これはさせていただきました。しかしながら、協議の中で、非常に構造上問題があるわけございまして、それをクリアするためには、相当以上の費用もかかるということで、それよりは、そういう災害が起きたときに、先ほど申しましたように、開口部を設けて、緊急の避難用の出入り口をつくるのが、今の現行の状況の中ではよろしいんじゃないかというようなことで整理を、今、しながら、そういう開口部をつくっていただくということで、いろいろ協議をしておるところでございます。

いずれにしましても、当初はそういう思いでスマートインターの要望はいたしておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 県道はととてもとても10年じゃできません。

それから、今から、そうなればやはりクレアライン、これの接続、それは今いう意味ではないんですよ。これから先のことなんです。町長がおる間どころか、それからクレアラインは、今度、行く行くは無償化になるんですよ、そうでしょ。実質は来年だったのが、この災害でならんようになりました。しかし、よく考えてみてください。今、西条道路にしても、安芸バイパスにしても着々と進んでます。熊野道路は来年の3月だったのに、このたびは12月には無償になります。それで熊野道路はこの29日に、あっこにラップができましたね、そうでしょ。そしたらもう呉から行くのが何

が行けるか。熊野から行けるのはずっと行けるんですね。もう熊野から真っすぐおりたら、海田大橋へ簡単に乗れるんですよ、そうでしょ。そしたら、なぜ坂だけ、本当に、それで町長が言うのも、えらい金がかかる、金がかかるいうけど、そんとはかかりゃせんのです。町長の話術と行動力があれば、ましてや、今、小屋浦はどういう状況ですか。日本全国、広島県にしても、坂町より小屋浦、そうでしょ。きのう、突然災害があれば、小屋浦はすぐNHKでもRCCでも来ます。そういうところに、なぜこういうことにもう一遍布石をつくって、小屋浦に、なぜ私が言うか、もう時間がないから、2問にしますけど、全部言いますけど、小屋浦は、今、町長が言うこと、小屋浦に人口をふやさなきゃ、坂町は、町長が、1万5千にはなりません、そうでしょ。今、小屋浦地区は1,669、これ、2千おったんですよ、そうでしょ。いや、1,800、それより町長のおる前には2千おったじゃないですか。この間まで、事故の前まで1,800おったんですよ。それで、きょう、8月31日現在、1,669、そうでしょ。その人間で、それから戸数にしても今は781世帯ありますよ。これをふやしてやる。町の発展のためですよ。それなら町長が初めから言うように、もう1,500、人口ね、1万5千にするのをもうやめるんよ、1万3千でほっときんさい。そうするほか手じゃないですか。

とりあえず時間がないから僕も全部言うんですけど、小屋浦は橋脚をつければ、あっこは200メートルずつしかないんですよ。ましてや、町長は、今、何を言うたかいうたら、緊急道路は使えるようにするんでしょ。あれがずっと有償なら言いません。無償になるんですよ、確実に、そうでしょ。たまたまこのたびは、民主党が5年前にやったときによかったもんだから、よかったんじゃないけど、自民党にかわったら、自民党がそれやったら、ああ、自民党が言われちゃいけんから、民主党はよかったの、やってから言われるから、今、やってないんですよ。呉の議員は一生懸命やりよる。恐らく、この災害、4車線になる前か、4車線になってから無償になるはずですよ。そうすれば、やはり坂町だけが取り残される、そうでしょ。坂町だけが背中に道路がないんですよ、そうでしょ。呉にはある、吉浦にもある、天応にもある、矢野にもある、海田にもあるんですよ、背中に向けたのが、そうでしょ。坂町だけが背中は小屋浦も水尻もないんですよ。もう時間がないから3問とも全部言います。

もう一つは、言うときけど、亀石地区、水尻地区、今、災害の、ただ20世帯しかないかもしれんけど、なぜそうだったら、町でもむげに断らずに、できないと言わず

に、昔、私が子どものときには、棹掛いうところまでは上条からずっと歩いていきよったんですよ、そうでしょ。コモンタウンから水尻まで何ぼあるんですか。あの距離をつくりゃええじゃないですか。そうやっていかんと、頭から小屋浦は行かれん。水尻も坂町なんですよ。小屋浦も坂町なんです。それをとにかく、今、町長も言うように、ここにはっきり言われとるから。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午前11時56分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど小屋浦のスマートインターチェンジの件でございますけれども、私も建設の専門ではございませんけれども、一応、スマートインターをつくる折には、何か道路構造令の関係がありまして、それで難しいのが一点あるようでございます。

それと、先ほど申しましたように、開口部を設けて、そういう災害時に活用するような出入口につきましては、そういう道路構造法の適用にならないというふうに聞いておりまして、いざというときには使えるような方法がやはり一番実現をしやすいというふうなことを伺っておりまして、そういう中で、確かにインターチェンジができれば、日ごろ、200円かかるか幾らかかるかわかりませんが、使えるかもわかりませんが、多くの財源を投資してそれが本当にいいのか、あるいは、そういういざというときに道路構造令に影響のない出入口を、いざというときに使えるような開口部をつくって、そこに投資する財源を、まだ小屋浦のほかのことに使ったほうがいいのか、そこらも判断をしていかなければならないというふうに私は思っております。そういうことが一点でございます。

あとの背骨の部分でございますけれども、これも、一応、小屋浦の県道につきましては、ずっとこれも早く実現できるように要望いたしておりまして、まずは上条までができんとどうしようもないわけでございますが、小屋浦は天地川の手前まではできておるわけでございますが、一番早くやったわけでありまして、そこまでをとにか

く早くやることによって、つなぐことにもつながってくるというふうなことで、今、一生懸命この道路についても頑張っておりますし、また、水尻、植田地区につきましても、いろいろと、今、検討をいたしておるところでもございますので、関係機関と協議をして時期が来ましたら、また、皆さんにも御説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 今度、ちょっとだけです。

これで、この、つくることに対して、クエアライン接続するのも、50年先を考えてください。この高速道路ができるのが、50年先にも通用してます。恐らく我々が死んでも、クエアラインだけは残ってます。そのことを頭に入れて、この小屋浦を。それと、小屋浦を決して見捨てんこと、これだけです。よろしく。それに対して返答をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 小屋浦地区につきましても、全力で、今、復旧・復興に努めておるところでございます。

また、先ほど町有住宅のお話もございましたが、これを坂町で買い取る折に、一応、20年間ぐらいの活用ということで、今、考えておるわけでありまして、これも議会の全員協議会等で恐らくお話をさせてもらったと思っておりますけれども、20年、今からすると18年後に、この町有住宅と、それからまた、小屋浦地区には隣にも小屋浦講連合会が持つておられる土地もございます。できることから、それをうまく活用して、小屋浦の目玉となるような、開発ができるようなことにも活用していきたいということで、今の町有住宅は取得をしとるようなこともございます。そういうことも、一応、小屋浦のことをしっかり考えておるということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午前 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「町内雨水ポンプ場の保守・管理について」質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「町内雨水ポンプ場の保守・管理について」お伺いいたします。

昨年7月の豪雨災害により一時機能停止していた雨水ポンプ場もありましたが、日ごろの点検作業は重要と考えております。改めて坂町4カ所の雨水ポンプ場の保守・管理についてお伺いいたします。

一つ目に、日常の樋守の作業（作業日報）、作業の安全対策、人件費、採用方法などをお伺いします。

二つ目に、本年度のポンプ及び機械設備の定期検査の点検業者名、契約方法、保守点検チェック項目、年間の回数、点検費用などについてお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内雨水ポンプ場の保守・管理」についてお答えをいたします。

本町では、坂地区の浜宮ポンプ場、横浜地区の横浜ポンプ場、小屋浦地区の藤之脇ポンプ場及び向田ポンプ場の4カ所の雨水ポンプ場を整備し、町が民間会社から移管を受けた丸子ポンプ場を加えた5カ所のポンプ場を管理をいたしております。

御質問1点目の、樋守の作業等についてでございますが、樋守は基本毎日ポンプ場で設備機器の確認、滞水池の清掃を行い、作業内容及び気象の状況を日誌に記し、異常があった場合は直ちに町へ報告することとなっており、作業内容の危険性は高くはございませんが、万が一に備え、公務災害補償保険に加入をいたしております。

また、採用等につきましては、地区住民福祉協議会と人選の協議を行い、町が委嘱するもので、各ポンプ場の報酬といたしまして、月額12万9,500円から14万4,100円を支払っております。

御質問2点目の、ポンプ場の定期検査等については、今年度、随意契約により有限会社亀谷機工及び新ツシマ工業株式会社と委託契約を交わしており、点検は年に2回、水中ポンプ、制御盤、非常用電源装置等について、専門団体が定めた点検項目に基づき確認するもので、規模により委託料に差はございますが、年間82万8,400円

から135万1,600円で点検整備業務を委託をいたしております。

今後も災害に備え、排水施設の適切な維持管理に努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この樋守の件ですが、基本は毎日という御説明でした。これは土曜、日曜も含まれることなんでしょうか。

もう一点は、樋守の採用によって、その立場としてはどういう位置づけであるのかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員さん、1問ずつ質問願います。

○2番（安竹 正議員） はい。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

樋守の方につきましては、土日、祝日を問わず、気象の条件もございませうことから、毎日、ポンプ場のほうに来ていただいております。

また、樋守の方の立場といたしましては、非常勤の特別職員としての立場がございませう。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） このポンプ場の整備・管理についてですが、亀谷機工と、それから新ツシマ工業が2社かかわっておられますが、これはどちらか1社というわけにはいかないんでしょうか。専門的な部分が大いにあると思うんで、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

町内にあるポンプ場につきましては、随意契約の中で3社から見積もり競争入札を行いまして、こちらのほうが1社にすることは考えておりませう。

しかしながら、議員さんがおっしゃるように、1社にして効率化を図るという観点もございませうが、財務チェック上、そういった形で契約のほうはさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） これ、2社とも専門業者であるわけですか。それとも、それぞれ別な専門職であるのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） 議員さんのおっしゃる専門というのは、ポンプの点検だけに特化したものかどうかはわからないんですけども、新ツシマ工業、亀谷機工業、それぞれポンプの管理を過去から請け負っておられる業者とは認識しております、坂町も過去の経緯から、数年にわたって二つの業者に委託契約のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） これ、委託料とかいうものがここに示されておりますけども、樋守の委嘱料という作業についての月額が12万9,500円から14万4,100円というふうに支払っておられますが、これについての費用の妥当性がこれであるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらにつきましては、非常勤の特別職の報酬といたしまして、条例に書いてある金額でございます。

その妥当性につきましても、先ほど申しましたように、毎日、ポンプ場のほうに来ていただいておりますし、その作業内容からいたしましても、妥当な金額であると認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1番尾崎 光議員から「島根原発事故発生時の坂町の対応について」質問願います。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 「島根原発事故発生時の坂町の対応について」伺います。

島根県は、中国電力島根原発の事故を想定した広域避難計画（原子力災害に備えた島根県広域避難計画）を平成28年3月に公表しました。島根原発から30キロ圏内の約39万人の避難先を、島根県内と広島、岡山両県の61市町村に設定、広島県の受け入れは17万1,370人で、離島である大崎上島町を除く22市町が受け入れ

ます。安芸郡4町は、府中町1,600人、海田町700人、熊野町1,350人、坂町1,530人です。

避難先となる自治体からは、避難受け入れの了解をいただいたと計画書には書かれており、坂町は出雲市稗原地区にお住まいの550世帯1,530人の方々を受け入れることも決まっております。

原発事故はあってはならないことですが、東京電力福島第1原発事故が示すように、事実起こったことであり、今後も起こり得る。だからこそ広域避難計画も策定されたわけです。不幸にして事故が起きた場合、私たちは出雲市から避難されてこられる1,530人の方々を受け入れ、安心して避難生活を送ってもらい、生活再建の手助けをする責任があります。

町当局に伺います。

- 1、受け入れ計画の策定は。
- 2、受け入れについて、どこでどのような論議があったのか。
- 3、受け入れ人数を1,530人とした理由。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「島根原発事故発生時の坂町の対応について」お答えをいたします。

島根県では、島根原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、住民等の円滑な避難を実施するため、広島県と原子力災害時等における広域避難に関する協定を締結しており、県内各市町で松江市、出雲市、雲南市地域の方を受け入れることといたしております。坂町では出雲市稗原地区の方1,530人の避難の方を受け入れをいたします。

御質問1点目の、受け入れ計画の策定は、平成25年3月に原子力災害に備えた出雲市からの避難者受け入れに係る指針を策定をいたしております。

御質問2点目の、受け入れについてどこでどのような議論があったのかについてでございますが、平成24年8月に島根県、出雲市、広島県職員が坂町役場に来庁し、避難者の受け入れ施設や自家用車の駐車スペース等の議論をし、10月には、島根県、広島県、県内市町職員が広島県庁で島根県から島根県広域避難計画策定の説明等を受け、平成26年2月議会全員協議会で広域避難受け入れについて説明後、3月に公表

をいたしました。

御質問3点目の、受け入れを1,530人とした理由はについてございますが、当初、出雲市稗原地区からの受け入れ人数は1,700人と計画をしておりましたが、島根県が避難人数を突合したところ、1,530人に変更となったものでございます。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） それでは、受け入れの場所ですが、原発事故の場合は自然災害以上に避難生活が長期化します。速やかに仮設住宅への入居ができるようにすることが必要です。避難先、仮設住宅、そういった計画、お尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

坂町では1,530人の方を一時的に避難する場所を提供いたしまして、これ以降は、県の方とかがそういった避難される場所といたしますか、入居される場所を確保していくという形になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） ちょっとよくわからないんですけども、次に、受け入れ期間の一時滞在は半年間となっています。この計画書にはそういう期間は書いてはおりません。この計画は国の指示によって島根県が作成したものです。原発を稼働するためにつくられたと思います。実際には、わずか半年の一時滞在にすぎない広域避難計画は、そういう意味では島根県民、出雲市民をペテンにかけるようなものだとは思っています。

それで、伺います。

半年間の一時滞在ということで、半年たって、あとどうするかという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

坂町で原発での避難者を迎え入れる、この期間は半年間というふうになっております。その間に県がどこに住まれる、どういったところにやるいうのを、今からそれは県が探していくということで思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 原発事故というのは放射能被曝、かなり長期の期間が必要です。ちょっとさっきの説明ではよくわからなかったんで、もう一回、改めてお願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 坂町での受け入れは一時的な避難というふうに認識しておりますので、一時的に坂町のほうに、例えば町民センター、保健センターなどに来ていただき、そこからどちらのほうに住まれるかというのを県と話をし、6カ月以内にそういうところに住んでいただくということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 最後に伺います。

島根原発松江市鹿島町から坂町まで百数十キロです。ひとたび、このような原発事故が起きれば、重大な影響、事態になることも過言ではありません。

町長にお尋ねします。

安全で住みよい坂町にするために、原発をなくし、廃炉にする必要があるのでしょうか。中国電力や国に対して、島根原発の稼働の中止、2号機、3号機の廃炉を町として要請するつもりがあるのかどうかを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 以前にもそのような質問が議会のほうであったというふうに記憶をいたしておりますが、一応、原発というのは、核兵器とはまた違うものでございます。なおかつ、国のほうが国策で取り組んでおられる一つの施策でもございます。私とその国の施策について、あれこれと申し述べるのもいかなものかというふうに思っております。むしろ、国会等でしっかり議論をしていただきまして、安全なよりよい方向へ進めていただけるようにしていただくことが賢明だというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「向田ポンプ場の排水ポンプ停止」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「向田ポンプ場の排水ポンプ停止」の件について質問いたします。

平成30年7月豪雨災害で排水ポンプが停止したことにより、3丁目一帯は水位が1.8メートルにも達し、2階に避難した方はゴムボートで救出されたり、また、水位も1週間もの間、水は引きませんでした。大量の汚水やヘドロで居住不能になり、現在も避難生活を強いられています。

地球温暖化による異常気象で、世界や日本でも毎年のように豪雨災害が起きておりますし、近い将来に災害が発生しないという保障はありません。住民はこの地域が安全で安心して住める地域になるのか。リフォームや再建に不安を抱きながら苦渋の選択をし、定住を決断した方や移転を決断された方、また、現在も思案されている方もおられます。そのような思いの住民のためにも原因調査と対策をしっかりと行い、災害に強い施設にしなければなりません。

1年前の平成30年9月1日に開催されました第2回小屋浦住民説明会での質問に対するその後の進捗状況について伺います。

一つ、排水ポンプが停止した設備及び人的要因の究明は。

2、どのように設備や設備管理体制を整備し、安心・安全な災害に強い施設の実現を目指そうとされているのか。

三つ、以上のことを住民にいつ説明される予定ですか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「向田ポンプ場の排水ポンプ停止」についてお答えをいたします。

昨年の7月豪雨災害では、土石流に加え、河川の氾濫による浸水被害が多数発生し、町内の広い範囲で甚大な被害が発生をいたしました。

御質問1点目の、排水ポンプ停止の要因につきましては、ポンプ設備の不備または人的な操作ミスによるものではなく、集中豪雨による山腹の崩壊により大量の土砂及び流木等が河川を越えて市街地に流入し、土砂やがれき等が短時間にポンプ場に流れ込んだことが排水機能を停止させた要因であると考えております。

御質問2点目の、設備の管理体制等についてでございますが、排水機能停止の主な原因である河川からの大量の土砂等の流出を防止するため、国・県の協力を得て、砂

防堰堤等を早急に整備をいたします。

また、雨水排水処理に関しましても、ポンプ場の適切な管理及び機能維持に努めるとともに、市街地の排水機能向上を図るため、ポンプ場へ流入する排水路の容量及び形状等に関する調査を実施し、市街地の排水処理能力の検証を行い、この検証結果に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

御質問3点目の、住民への説明でございますが、排水ポンプ処理能力の検証やポンプが停止した要因につきましては、災害復旧・復興プラン素案説明会兼町政懇談会において説明をいたしており、再度、説明会を開催することは考えておりませんが、事業の進捗状況などを広報等でお知らせしたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 答弁書の1問目から反論をさせていただきます。

まず、排水機能を停止したその前の土砂やがれき等が短時間にポンプ場に流れ込んだことが排水機能を停止させた原因であるという答弁であります。こんな文学的な要因追及だったらだめですよ。私はこの説明会のときに、そういうことがあるから、専門家を交えて事故調査委員会を立ち上げ、原因を調査していただきたいと要望するのはなんです。

ちなみに、3問目とダブりますが、なかなか町のほうからの説明がありませんので、新聞を見ておきますと、同じ日に、安佐北区の口田地区にあります矢口ポンプ場というのがあります。これを管理しとる国土交通省、そこが30年の7月6日に96軒の床上浸水等が発生しとるわけですね。そのところが、令和元年5月29日に地元説明会をやとるんです。ですから、これはどういうことをやとるんかということで、私は国交省へ行って説明を受けてまいりました。

そうしますと、その要因分析というのは、こういうようにやとるんです。ポンプの軸受けに高濃度の粘土質の土砂が進入して損傷し、ポンプを停止させたと。これが技術的な要因分析なんです。こうやることによって、対策がおのずとこうやらにゃいけんのというのが出てくる。これが本当の要因分析であると思っとるんです。技術屋の立場から考えると、こうやらんと対策が見えてこんですよ。

そういうことで、もう一度、この要因分析をやって、対策をどうするんかというところを究明していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お話にあった国交省の見解と同じになるかと思いますが、町のほうといたしましても、大量の土砂や流木等がポンプ場に流れ込みまして、そちらの泥がポンプのスクリー等にまざりまして、排水処理能力を阻害する要因になりまして、排水の機器のほうが停止するところまでいったというところで、見解としては一緒になります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私はそういうことを聞いとるんじゃないんですよ。真の原因を追求して、対策をどうするんかということを知りたいんです。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） 先ほど申しましたように、大量の土砂等が流れ込んだことにより、排水能力が低下したことを踏まえまして、次の災害からは、そういった土砂や流木が流れ込まないように、答弁にもございましたが、山腹からの流木や土砂が流れないように、砂防堰堤等を早急に整備することとしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 5問しか質問ができませんので、この件はまた後、ゆっくりと相談させていただきたいと思います。

次に、質問の2点目、これにつきましては、全くこういうことを早くやっていただきたいという要望で、いつまでにこういうことを調査して、適切に対応していただくかという納期をちょっとお聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時30分）

（再開 午後 1時31分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

今、坂町全域を調査しておりまして、12月末の業務委託の期限となっております。
以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 次に、3点目の件に移ります。

回答書には、説明会兼町政懇談会において説明しており、再度、説明会を開催することは考えておりませんという答弁になっとるんですが、ここに小屋浦の記録誌と、土石流から108日というこの本の中に議事録が載っております。ここで質問しとるのは、私が質問したから、内容もきっちり覚えとるわけです。

そして、その中で、坂町はやりますと。正確に言いますと、御意見を踏まえ、ポンプが十分稼働しなかった原因、被災当日の雨量の関係、流れ込んだ土砂の関係等を検証し、どのような対応をしていくかを検討し、皆様に御説明させていただきますという答弁になっとる。これは私も確認しとるんです。

それに対して、もうやったからしませんという答弁書は納得できないんですよね。ここに住んどる人も納得ができないと思うんですよ。もう一度、そういったことで原因調査もしっかりとやってもらって、対応をこうしますというようなことで説明会を開くなり、何らかの方法で地区の住民の方に納得していただけるような方法で説明会なり広報なりをしていただきたいと思いますと思うんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時33分）

（再開 午後 1時34分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今回の向田ポンプ場の排水ポンプ停止の件で、先ほど議員のほうから土砂に関する御質問のほうがございましたけども、そちらについてお答えさせていただきます。

今回の豪雨によりまして、まず天地川本川あるいは上流の左側にあります大伴川等から大量の土石流のほう山腹及び山頂を通じて流出しております。あわせて、土石

流の流下に伴いまして、大量の流木のほうも流下した状況でございます。そういったものが天地川本川にかかっております橋梁等にひっかかりまして、そこで土石流をせきとめた結果になりまして、周囲のほうに土石流が流出して、こちらのほうは砂まじりの土砂も合わせて流出したわけでございます。こういったものがポンプ場の中に流入いたしまして、本来、水を制水、つまり水だけを排水すべきポンプの機能のところを土砂がかんだというところで、ポンプの機能が停止したということでございます。

このたびのこういった、先ほども御答弁のほうがございましたけども、要因を踏まえまして、現在、小屋浦地域におきましては、県のほうに、まず谷筋から出ました土石流をとめるために砂防堰堤の計画のほうを立てていただいて、こちらのほうを緊急的に整備していただくこととしております。

また、小屋浦3丁目のポンプ場に近いところからも土石流の流出がございましたが、こちらのほうにつきましても、あわせて堰堤等の計画をしていただいているところでございます。

また、そのほかに溪岸侵食といたしまして、天地川の護岸等からも、護岸が削られたところから土砂の流出等がございますので、こちらにつきましても、施設の災害も含め、県、そして道路部分は町といった形で、溪岸侵食防止も兼ねた護岸工の整備のほうをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私が要望しとるのは、先ほども言いましたように、地域の方も、次に起きますと3度目ですから、浸水災害というのは、もう二度と起きてほしくないという気持ちでいっぱいなんです。

そこで、先ほども言いましたように、安心・安全なそういうポンプ場、これをつくらにやいかんと。そのためにどうするんかと、どういような対応を、矢口ポンプ場はもう既にやっとするわけです。ここら辺を参考にして、そういう町としての対応をいつまでにやる予定なんかということをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

先ほどおっしゃった太田川のほうのポンプの事業と、坂町における雨水排水のポンプ、全く用途というか、あちらにつきましても、太田川が大氾濫を起こしたときに対

するポンプであります。坂町の先ほどの災害におかれましては、二度とそういったことが起こらないようにとすると、土砂等をすくって上げるようなポンプ、または河川が氾濫した場合において、その断面と同じ断面を3丁目のほうにくり抜いて、海に流すような形態をとらなくちゃいけない。地区全体が変わってきてしまいます。そういったことも考えられますことから、排水ポンプの抜本的というか、地域の抜本的な改革というよりは、先ほど産業建設課長が申しましたように、土砂のほうを上流部でとめるという方法で、災害のほうを二度と起こらないようにする整備を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「今後の財政運営について伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「今後の財政運営について」お伺いいたします。

昨年の西日本集中豪雨では、坂町も多大な被害に遭ったが、今回の災害を十分に要因分析しながら、どう工夫改善し、安全・安心な町に復興・発展させていくのか、そのために財政的にも大きな負担を強いられているものと考えております。

そうした中、災害対策として多くの財政負担が発生したと思われませんが、以下の件について町当局にお伺いいたします。

1、平成29年度と比較し、平成30年度の決算での実質単年度収支、基金残高、公債費比率はどうか。

2、今後、令和元年度の実質単年度収支、基金残高、公債費比率はどうか。

3、平成30年度の災害に対し、坂町の災害復旧費用の負担額（持ち出し金額）は最終的にどれくらいになるのか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「今後の財政運営について伺う」の件につきましてお答えをいたします。

本町は、平成30年7月豪雨により、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生し、人的被害や物的損傷など、想像を絶する甚大な被害を受けました。

発災から1年2カ月が経過する中、これまで避難者対応、被災者の生活支援や応急復旧に最優先に取り組んでまいりました。

現在、本格的な災害復旧・復興に向けて、被災者の生活支援、インフラの復旧、強化、さらには町民生活や経済活動などを日常に取り戻すための取り組みを進めております。

平成30年度は、豪雨災害の対応のため、数次にわたる補正予算を編成し、一般会計の最終予算額は133億6千万円余りとなりました。

今年度の一般会計当初予算におきましても、過去2番目の大型予算となる64億5千万円を計上し、このたびの補正後予算は82億9千万円となり、財源不足分につきましては、財政調整基金及び大規模事業基金から繰り入れることといたしております。

御質問1点目の、平成29年度と比較した平成30年度の決算指標についてでございますが、実質単年度収支につきましては、平成29年度がマイナス2,484万1千円、平成30年度が財政調整基金から9億円を繰り入れたことにより、マイナス8億6,235万9千円となっております。

次に、基金残高につきましては、平成29年度末が50億1,167万9千円、平成30年度に財政調整基金を取り崩したことなどにより、平成30年度末が42億8,761万3千円で、7億2,406万6千円の減となっております。

また、公債費比率についてでございますが、平成29年度は3.3%、平成30年度は1.9%となっております。

御質問2点目の、令和元年度の状況につきましては、実質単年度収支の見込み金額はマイナス3億5,658万3千円、基金残高の見込みは36億344万1千円、公債費比率の見込みにつきましては2.0%となっております。

御質問3点目の、平成30年度の災害に対し、坂町の災害復旧費用の負担額持ち出し金額は最終的にどれくらいになるのかにつきましては、国・県からの補助金を最大限に活用するとともに、起債につきましては、後年度、普通交付税に措置される率の高い起債を活用するなどしたため、現時点では将来の利子負担を含めて約6億円程度の実質的な負担額を見込んでおります。

本町を取り巻く財政環境は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する経費などを要し、財源となる基金の大幅な減少など厳しい状況にありますが、財政負担の平準化を図るなど、今後も計画的な財政運営を行ってまいります。

先人のたゆまぬ努力により発展をしてきた坂町を次世代に引き継ぐため、被災前よりも安全で安心な町とすべく、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、一日も早くもとの生活を取り戻すことができ、将来に向け町民が希望を抱けるよう、全身全霊で邁進をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、29年度、30年度、また、令和元年度の見込みというところで、実質単年度収支、それと基金残高、公債費比率と質問したわけですが、この1番と2番につきましては、まず公債費比率、これ、非常にいい数字、総額が大きくなったから、どうしても比率が低くなった、単純にそんなところかなと私は捉えております。

基金残高が一応36億円ぐらいに落ちるという見込みでした。

あとちょっとお聞きしたいのは、実質単年度収支、これ、いつも実質収支だけで黒字、黒字という感じで我々もおったわけですが、何かこの前の研修のときに、やはり実質単年度収支、これをしっかりフォローせんといかんですよということを受けて、今回、ちょっと質問してみようかなということで、以前からこの数字は出ておったんですが、余り特に気にしなかった。そういったところは結構基金の多い町だったんで、少しぐらい回ってもええんかなというのがありました。

そこで、一点お聞きするのは、この実質単年度収支に基金からどれだけ出してもええんか、その辺の規制というものがあるのかなと、財政上の。例えば何億円以上はここを基金は出しちゃいかんのよという規制があるんかなと思って、それ、まず一点お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

基金の取り崩しの特に規制があるのかということなんですけども、特にこの額までしかだめいう、そういう決まりはございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あともう一点、さっきの答弁でありましたけど、基金の件です。平成29年が50億円、30年で42億円、令和元年度で36億円ぐらいに基

金が下がっていくと。

先ほど実質の負担額、これが6億円余りだという答弁があったんですが、計算がちょっと合わんなど。要は基金の減り方が約14億円で、6億円ぐらいが今回の負担。あと8億円、臨時財政対策債があるから、あれはどんな感じの方向にこの基金が減額になっておるのか、ちょっとその辺を説明いただきたい。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 後年度、坂町の負担額が今の見込みだと6億円程度ということで答弁させていただいておりますけども、これには単純には基金だけではなくて、このたびの大きな災害によって、いろんな、後年度、普通交付税に措置される起債ですね、なるべく有利な起債といいますか、このたび、災害の関係の起債をかなり多くしておりますけども、これは後年度、普通交付税に措置をされます。その辺の見込み金額も計算しておりますして、後年度、入ってくる普通交付税とかも計算した上での数字となりますので、必ずしも、今の議員の言われた基金の減りぐあいと、当町の負担額がマッチしないということになります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 大まかに数字的なというか、額の概略を少し説明だけさせていただきますと思います。

昨年度の当初予算、当町、一般会計52億円だったわけなんですけど、これが先ほどありましたように133億円ほどの最終補正になってます。80億円の災害関係の予算を組ませていただきました。

また、本年度は、昨日、議決いただきました災害公営住宅なども含めて、約27億円の災害関連経費を計上しております。都合107億円ほど災害関連の事業、膨大な予算を組まさせていただいておるわけなんですけど、これの財源といたしまして、当町、激甚災害の指定をいただきましたので、補助率のかさ上げになっております。これによる国庫補助金等が58億円、それとあと特別交付税とか全国から災害支援金等をいただいておりますして、これが11億円ということで、107億円に対しまして69億円の財源がございました。残りは38億円ということになるわけなんですけど、この38億円のうち起債を36億円、借金でこの38億円のうち36億円を借り入れによって賄っております。借金なので、元利償還金を、後年度、支払いをしていかないとい

けないわけなんです、この部分の支払いに応じた交付税の措置がおおむね9割程度ありますもんですから、これの借金払いの交付税措置額が33億円ほどありまして、元利償還金に対する当町の実質負担は約4億円になります。

先ほど申し上げた当町が負担しないといけない38億円のうち、借り入れで36億円を賄いますので、当面2億円の財源と、将来の元利償還金の4億円を合わせた額が6億円ということで、実質的な当町の負担は6億円ということで説明をさせていただいたんですが、ただ、基金の繰り入れが、昨年度も9億円させていただきましたし、また、今年度も大規模事業基金が3億4千万円とか、財調の三億数千万円をまた組ませていただいて、都合15億円を超える基金の繰り入れを、今、予定をしておるんですが、そうしましたら、先ほどの6億円の負担と15億円の繰り入れの数字が合わなくなるわけなんです、これについては、国のほうが、施越事業と申しまして、事業の実施年度には国庫補助金が入らなくて、翌年度以降、例えば本年度、来年度に分けて国庫補助金と地方債が入ってくると。当面、一般財源で立てかえておる部分もございまして、これに対するまた補助が来年度に向けて入ってくるという財政上の仕組みになっておりまして、これらの関係から、今は財調と大規模で当面の資金は賄っておるんですが、起債が来年度入ってくると。また、後年度の負担も合わせても、交付税の措置が高いものですから、現在までのところ、約6億円程度の坂町の負担になるものというのでは予定しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 詳しく説明していただいて、覚えるのが大変なようなあれで、専門の部署ですから、しっかり財政を管理していただきたいと思います。

あとちょっと気になったのは、臨時財政対策債のことをちょっと言いよっちゃったんかな、起債がどうのこうの。そういう名称で言われなかったから、ちょっと振られたんかの。要は、これがずっと国から本当は出さなきゃいかんのじゃけど、今、たちまちお金がないということで、そういった起債をしてくれという収支の財源だろうと思うんですが、これが結構な金額になると、毎年、結構返ってくるということで、それ、地方交付税に上乘せされるんでしょうけど、その辺は例えば大まかに毎年1億円ぐらいずつぐらい返ってくるとか、そんなレベルじゃないんでしょうか、どんな感じなんですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

議員おっしゃった臨時財政対策債につきましては、本来、普通交付税で地方公共団体に交付されなければならないものを、国の財政状況の観点から、一旦、起債に立てかえて、これを後年度また交付税で算入して、全額を補填するという趣旨でございます。

このたびの、先ほど私がちょっと申し上げた地方債の今のところの借り入れ予定額36億円につきましては、全てが災害復旧事業に係る地方債でございます。道路とか、あるいは災害廃棄物の処理の関係でも国費が入って来たりするんですが、その町が負担しなければならない部分に起債を借りまして、その起債に対する後年度の元利償還金が約9割程度ということなので、実質的には36億円借金はするんですが、当町の実質的な持ち出しは4億円程度になるものと、トータルでは考えております。

今後、元利償還金につきましては、借金なので、借りた次の年から返していくわけなんですけど、大きいほとんどを占める災害復旧事業等が10年間で返していかなければならないことになっておりまして、うち2年間は据え置きで、後年度8年間、年度で言いましたら令和4年度ぐらいから元金の償還が始まって、現在、本年度、約4億円ぐらい元利償還金、通常の借金払いがあるんですが、これに四億数千万円がまたさらに加わる形になります。つまり、八億数千万円の借金払いを向こう10年間程度はやっていく必要があるんですが、このふえる四億数千万円に対して交付税の措置が約9割程度あるものですから、実質的な当町の財政負担は、毎年度、五千数百万円程度というふうに現在では試算をいたしております。

ただ、蛇足なんですけど、今後、そういうふうに元利償還金も非常にふえていくわけなので、これに対する元利償還の交付税の措置が幾らになるのか、そういったようなこともきちんと経理をしながら、また、先ほどちょっと申し上げた、来年度以降、施越事業ということで国費等もまた返ってきますので、一旦、財調等で立てかえた基金等を、また財調であるとか、あるいは減債基金であるとか、そういったようなものに積み直しをして、将来のそういう財政負担に備えていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと最後の質問になろうと思うんですが、今回、令和

元年度の見込みで、トータルで6億円余りだと、災害の復旧の費用ね。この2年、3年、町長がちょっと、以前、口にされとった、とにかく5年以内には復旧させたいんだというのちょっと耳にしたことがあるんですが、じゃあ来年度以降、令和2年、令和3年、ここらではもう災害絡みの支出、これはもうほとんど出ないというふうに考えていいものなんか、その辺はどんな見込みなんですか。町長、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 純然たる復旧・復興については、今のような状態で進んでいくんだと思いますけども、ただ、この災害に伴いまして、災害復旧では対応できないハード事業もあると思います。ここが、今、こうなっておるんで、更地になっておるんで、今なら地権者が協力してあげるよというような箇所につきましては、また、多くの方がそれで利便性が求められる箇所につきましては、町の単独でやらなければならない事業も結構あると思います。小屋浦もありますし、坂もありますし、横浜もあります、これは。そういう面でやはり基金を、大規模基金とか財政調整基金をまた取り崩して対応しなければならないような状況も考えられると思います。だから、今の状況が並行して5年間ずっと維持していけるかということは、ちょっと疑問符もあるような気もいたしております。

これから地域からもいろいろな要望が出てくるんだろうと思いますけれども、可能な限り、将来のために、対応できるものにつきましては対応していきたいという考えでおります。そういうことで、くどいようですけども、今の状態が、ひょっとしたら、まだまだマイナスになる可能性も出てくるということを御理解いただきたいと思ます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時10分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時01分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「地区自主防災マップの作成を早急に」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「地区自主防災マップの作成を早急に」の件で御質問します。

昨年の豪雨災害による復旧・復興として、砂防堰堤整備計画が進められています。今年度末が完成予定ということですが、工事中の道路の整備に続き、堰堤工事に取りかかるわけですから、年度内完成は難しいのではないかと思います。

ことしの梅雨時期は無事過ぎましたけども、未整備のままだと来年の梅雨どきが心配です。早期と安全な避難に向けての町全体での取り組みが急務です。

現在、土砂災害のハザードマップの作成、防災士養成講習が予定されています。また、広島県の「自主防災組織による避難を呼びかける体制づくりの支援事業」のモデル地区として小屋浦地区が選定され、町民の命を守る行動への取り組みが行われています。小屋浦地区以外では、こういった取り組みは来年度以降になりそうで、来年の梅雨どきには間に合いません。

こうした事業の中に、町歩きによって地区の状況を把握し、地域防災マップの作成があるようです。他地区でも来年の梅雨どきまでに地区内の町歩きにより危険箇所、避難場所や安全な避難ルートなどを図示した地区防災マップの作成をし、安全な避難行動がとれるようにすることが重要ではないでしょうか。

町当局の今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地区自主防災マップの作成を早急に」の件につきましてお答えをいたします。

町で町内全域を対象にした土砂災害に関する警戒区域等や避難場所を示した土砂災害ハザードマップを今年度中に作成する予定であり、作成後は全世帯に配布いたしますことといたしておりますので、ハザードマップを活用し、住民一人一人が災害の危険性や避難の方法を自分ごととして捉え、自分の命は自分で守るという意識を持ち、自宅に災害が及ぶ危険性や避難場所をふだんから確認しておき、早目の避難をしていただくようお願いをいたします。

御質問の地区自主防災マップの作成につきましては、これまで防災リーダーを受講された方や自主防災会養成講座を受けられた方が中心となり、それぞれの地区住民福祉協議会と連携をとり、オリジナルの地区の自主防災マップを作成いただくよう促し

てまいります。

町として自主マップ作成時に必要な資料や講師の派遣など、御要望があれば、できる限りの御協力をさせていただきたいと考えております。

また、これからも地域防災の担い手である地域防災リーダーの養成に取り組むとともに、防災士の資格を持つ人材をふやしていき、地区の防災体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

今後もより一層の防災・減災対策を進めてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） この問題については、ハザードマップの完成やら、いわゆる小屋浦地区の今のモデル事業が今年度ということで、来年度以降に他地区にも取り組んでもらえるようなことになつとるようですんで、どうかなと思ったんですけども、やはり災害は待ってくれないんで、早目に取り組んだほうがええかなと思って、このたび、質問させていただいたんです。

それで、小屋浦地区の今の取り組みですが、研修会へ行ってみると、非常に熱心にやられとると。特に小屋浦地区は熱心にやられとるんで、やっぱりそういった姿は他地区でもやっていかにゃいけないのじゃないかなというのを痛切に感じとるわけですよ。できれば早目に、来年の梅雨までにそういう避難体制ができるようなことができれば、また二次災害とかいうことが防げるんじゃないかと思っております。

それで、今の小屋浦がやつとるモデル事業のような研修といいますか、そういったものは町としては、今後、計画いうのはあるんですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

今、小屋浦地区でモデル地区として取り組んどる防災の関係なんですけども、全く一緒ではないと思うんですが、そういった研修を希望する住民協、もしくはそういう地区があれば、講師のほうを当たってみようと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 実際には、住民協でもこの防災マップに取り組んだこともあるんですよね。何地区か、多分、横でもそういうのは聞いたことがあるんですけど

も、なかなかまだ十分にできてないというのが現状なんです。

小屋浦の場合は、今、町内会を中心にしたグループで各町内会が動きをかけたるようになって、住民協全体でというのがなかなか難しいような感じがするんで、今、課長が要望があればということだったんじやが、要望じゃなくて、やっぱり全町的にそういう動きというか、こういう動き、例えばマップをつくるにはどういうふうにしていくかとかいうことを、環境防災がやるかどうかわかりませんが、そういった講習会をやっていただいて、啓発していくということが重要じゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 今年度には防災士、また、防災リーダーの講習を計画しております。この中で講習を受けられた方に、地域、また地区でそういった自主防災に関して何かできることはないか、またやってみようかいうことをこちら促しまして、また、そちらのほうから、防災リーダーとか防災士のほうから、町としてこういうことをしてもらえんかいうことがありましたら、できる限りはさせていただこうと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） そういう意味では、さっきも言いましたように、ちょっと質問が早かったかなというような感じがあるんですが、防災士も今年度10名養成ということがあったり、地域防災リーダー、これも講座が6回ぐらいあるというようなことを聞いておりますんで、それらが受講をした後、あるいは資格取った後に動きをかけるというのもいいんですけども、実際、今度、梅雨どきのことを考えたら、それからじゃちょっと遅いんじゃないかなということなんで、できたら、そういったことと同時進行でもって、例えばマップの作成方法について、どういうふうな形で町内全体に広げていくかというものをちょっと検討していただいて、例えば防災士取る、防災リーダーが受講が終わる、そしたら、即、マップの作成に取りかかるというような方向に、例えば年度内なら年度内にそういう方向にいければ、来年の梅雨どきにも間に合うんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今、今年度受講される方のことを、先ほど、私、述べたんですけども、もう既に防災リーダーとか講習を受けられとる方にも、早目にこういったマップのほうの地域での作成をしたらどうかという促しですね、これをしていこうと思っております。

また、住民協によっては、もう既に避難訓練を独自でやっているところがございますので、そこらもお話をさせていただいて、マップづくりはどうかということも呼びかけていこうとは思っています。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「高齢者ドライバーの事故対応」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「高齢者ドライバーの事故対応」の件で質問します。

全国的に高齢者ドライバーの事故が後を絶たない。町としての見解をお聞きします。

これは、以前から免許証返納に伴う特典について提案していますが、実施する時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、坂町循環バスが町内均一料金化されたことに伴い、初回のみ免許証返納者にバス回数を配布したらどうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「高齢者ドライバーの事故対応」の件についてお答えをいたします。

現在、全国的に高齢者が関連する交通事故が多発をいたしており、高齢者の運転免許証の返納は、高齢者の交通事故防止につながる有効な手段の一つであると考えております。

御質問1点目の、免許証返納に伴い特典を支給することについてでございますが、運転免許証を自主的に返納された方だけに特典を支給することは公平性に問題があると考えており、高齢者の方々に対しましては、制度への御理解をお願いするよう広報等で周知を行ってまいります。

御質問2点目の、坂町循環バスが町内均一料金化に伴い、バス回数券を初年度のみ配布することについてでございますが、循環バスの町内均一料金化は地域間の公平性の観点から実施をいたしましたものでございます。

先ほどお答えをいたしましたように、運転免許証を自主的に返納された方だけに特典を支給することは公平性に問題があると考えており、バス回数券を差し上げる制度を創設することは考えておりません。

今後も、高齢者ドライバーの交通事故につきまして、海田警察署等と連携を図り、防止に向けた取り組みを行ってまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） この答弁について、せつない答弁で愕然としているんです。何が理由で、前文として、今、言われた高齢者交通事故防止につながる有効な手段の一つと考えているというふうな言葉を言いながら、あえてこの施策はしないというふうな形で、それが不思議ではないんですが、これは町民もびっくりするんじゃないかと思うんです。

答弁にある自主的に返納された方だけに特典を支給することは不公平に問題があると。この高齢者対策、この公平、不公平の不公平ですね、これはこの理由をちょっと確認をしたいと思うんですが、その理由は何ですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 例えば85歳、85歳、あるいは80歳、80歳の方がおられます、一方の方は返納する、しかし、一方の方も交通弱者であることは間違いないわけでありまして、そういう観点から、一方の方には特典を供与しますけども、一方の方にはその特典を与えないというふうなことは、やはり高齢者でもありますし、大変そこらが問題があるんじゃないかというふうに考えておりますし、またもう一点は、いわゆる高齢者の免許証の返納ということにつきましては、国が、主に警察庁のほうに取り組んできたことでございます。

そういうことで、現在、国のほうの総務省のほうにも交付税、普通交付税のほうに少し算入したらどうかとか、あるいはまた、広島県のほうにも同じようなことを国のほうに要請をしてほしい、要望してほしいというようなことも、今、取り組んでおります。そこらも総合的に考えていかなければならないというふうにも思っております。

さらには、坂町、あるいは安芸郡4町ございますし、広島市もあり、呉市もあるわけでございますけれども、中山間地域、坂とは違うんじゃないかといや、それまでのことでございますけれども、特に中山間地域等に行きますと、高齢者が多

いわけでありまして、どうしてもマイカーが必要なケースもございます。もし、万が一、そういう地域が免許証を返納していただきということになると、また別の交通手段も各自治体考えていかなければいけないことにもなるんだと思います。やっぱりそういうようなことも我々は同じ自治体として考えていかなければならない。そういう一つのこともございます。

いわゆる、国のほうで、ある程度、そういう面での支援を国が一応国策で免許証返納というのを言っておるわけございまして、そういう観点から、それに対するある程度の支援が出てくれば、また、今、議員が言われるようなこともやりやすくなってくるんだと思います。

金額は確かに財源的にはしれておるんです。大したことはないんですけども、趣旨がきちっとしていかないと、何もかにも、そうでありゃこうなんだと、ああでありゃこうなんだと、とにかく何でもかんでも行政が金を出せ、あるいは支援をしなさいということだけでは、なかなか将来にわたって進まないようなことも出てくるんだと思います。そういう観点から、総合的に国策として、ある程度、国が支援をするという形が見えてきましたら、これは当然全体的なことでもありますんで、可能になるんじゃないかというふうな気はいたしております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、年のことを言われたんですが、いろいろな町では75歳以上とかあるんですが、私はあえてそれをつける必要はないと思うんですね。何かといいますと、免許証を取り上げる制度じゃないんですよね。返納を促すための施策なんですよね、これ。だから、冷やっとしたときに返納する、これが事故防止なんですよ。認知症とかなんかいろいろといっぱいありますけども、やっぱり本人がそれを認識すりゃ、返納すりゃ、私はええと思うんですね。

それで、ちょっと確認なんです、この海田警察署と連携を図り防止に向けた取り組みを行う、これはそれ以前の問題で、坂町が動くべきもんじゃないかと思うんですが、海田警察署と連携して、その防止に向けた取り組みというのはどういうことをやろうとしているんですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 高齢者のことになってくると思うんですけども、海田警察署と高齢者の事故の発生件数とか、どういったところが危ないとか、そういった

連携を図りまして、じゃあそこで何か対策できることがないかとか、お互いにですね、そういうことの、こちら海田警察と連携をとるということを書かせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 坂町では大事故、多分、新聞情報ではなかったんですが、他の町でいろいろとあるけん、早目に動いてるんですけど、今の件で高齢者事故は減るんですかね、今のその連携をして。海田警察署と連携を図り防止に向けるいうて、それで減るんですかね、どんなんですかね。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 何もせんかったらふえるかもしれませんが、何かできることをやって、少しでもそういう減る方向に努めていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時29分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 先ほどの追加なんですけども、何をするかというのが具体的なものを求められておるところなんですけども、どういったところが坂町が特に事故が多いのか、そういうことを示せるものであれば、坂町の方に広報なんかを利用させていただきまして、気をつけてくださいという注意喚起をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） これ、4点目ですか。

済みません、特典について、やらないんじゃないけん、特典が要らんのですけど、私はあえてタクシー、回数券とかなんか書かずに、質問状にはバスいうて決めてつけてい

ったんですが、バスの特典ということで、答弁では特典を支給することは不公平と、重ねて不公平の答弁がありました。バスの回数券は意外と財源的に現金が要るわけじゃないですね。例えばタクシーの回数券を差し上げたら、町として現金が要るわけですよ。バス回数券を差し上げたら、外にお金が出んわけですから、バスが活性化することで提案したんですが、やっぱりこれは町全体にとってはええことじゃないかと思って提案したんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

バスの活性化についてでございますが、バスにつきましては、地域公共交通会議等でバスの持続的な運行に当たって、コスト等をにらみながら、今後、どこまでいけるのか、そういったことを考えさせてもらっております。

バスの回数券を配布することによって、無料で乗っていただくことになって、そのあたりは活性化につながると思いますけれども、そこら辺の費用対効果のほうで、バスの持続的な運行を、まずバス担当課としては考えておまして、バスの活性化、たくさん無料の方が乗って、それが何のためになるのかというところがちょっと疑問を持つところではあるんですけども、担当課といたしましては、やはりお金を払っていただいて、乗っていただいて、持続的にバスが運行できるような状態を保っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと、町長、いろいろと、今、質疑させてもらったんですが、総合的観点から伺います。

これ、ちょっと当てはまらんかもわからんけども、私がふと思ったんじゃが、自助とか公助いうてあるじゃないですか。災害にはいっぱいそのことを言われたんですが、つまり自助は、私、これ、危険と思ったことがあって、ぼつぼつ運転をやめようじゃないかいうほうがいいと前向きに思った人がおったとしますよね。それで相手にも危険があるかもしれん。そういうふうな人が返納しようとしておると。それを手助けするのが公助で、町の施策じゃないかと私は思うんですね。こういうことがいっぱいあって、この使い方は、自助、公助の、間違いかどうかわかりませんが、それに似たようなことがありまして、こういう施策というのは、やっぱり待ってましたとばかり、

すぐやるべきじゃと私は単純に思ったんです。その辺のことを踏まえて、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いわゆる自主的に返納をされるわけでありまして、自分も事故に遭いたくない、あるいは、自分が相手を巻き込んだ事故もしたくないということで、自主的に返納されるのはすばらしいこととございます。

もう一点、今、交通弱者のための循環バスの運行をいたしております。これは交通弱者でありますので、高齢者の方もおられますし、それからまた、運転ができない一般の方もおられます。そういう方たちが利用してもらい、そういうこととございます。これがある意味の公助であるというふうに考えております。そういうこととございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案第50号「平成30年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第51号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第52号「平成30年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第53号「平成30年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第54号「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第2 議案第50号から日程第6 議案第54号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第50号「平成30年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第52号「平成30年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第53号「平成30年度坂町介護保険事業特別会計歳入

歳出決算の認定について」、議案第54号「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して御説明を申し上げます。

平成30年度の一般会計決算は、平成30年7月豪雨により多額の災害復旧費等を要したため、財政調整基金を繰り入れるなどの対応を行ったことから、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の163ページをお開きください。

歳入総額99億6,658万2,352円、歳出総額95億7,336万3,693円、歳入歳出差引額3億9,321万8,659円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3億1,784万8,800円を控除した実質収支額は7,536万9,859円になりました。

前年度に比べ、歳入決算額は37億5,025万5,490円の増、率にして60.3%の増となり、歳出決算額は35億6,180万2,988円の増、率にして59.2%の増となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明を申し上げます。

15ページの町税は23億333万6,030円で、前年度に比べ4,976万144円の減、率にして2.1%の減となりました。また、徴収率は97.8%となっております。

19ページの地方交付税は12億1,442万1千円で、前年度に比べ5億3,039万5千円の増、率にして77.5%の増となりました。

25ページからの国庫支出金は、道路橋梁災害復旧事業、災害廃棄物処理事業などの実施により18億6,838万711円となりました。

37ページの繰入金では、財政調整基金繰入金など9億2,504万4,321円となりました。

47ページの町債は、臨時財政対策債、災害復旧債など17億9,889万4千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明申し上げます。

総務費では、57ページの財政管理費が、平成30年7月豪雨災害復興基金積立金などにより1億9,723万4,760円となっております。

民生費では、77ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などにより4億3,536

万5,634円、85ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより4億8,537万3,097円、87ページの災害救助費が、災害見舞金、被災住宅応急修理などにより4億6,012万1,452円となっております。

衛生費では、99ページの清掃費、災害対策費が災害廃棄物処理等業務、被災建築物等撤去交付金などにより12億8,421万4,087円となっております。

土木費では、109ページの道路新設改良費が、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業、県道坂小屋浦線道路事業県営工事負担金などにより、繰越明許分を含め6,480万3,435円、115ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により2億7,669万5千円となっております。

教育費では、129ページの小学校費及び133ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ1億5,682万867円となっております。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨の復旧工事費などにより、157ページの道路橋梁災害復旧費が18億3,521万2,261円、都市計画施設災害復旧費が5億8,857万8,969円となっております。

159ページの公債費は4億338万673円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

191ページをお開きください。

歳入総額14億4,054万9,193円、歳出総額14億989万4,791円、実質収支額3,065万4,402円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は2億2,108万8,791円の減、率にして13.3%の減となり、歳出決算額は1億9,442万4,351円の減、率にして12.1%の減となっております。

歳入では、173ページの国民健康保険税が2億1,662万6,761円で、前年度に比べ11.7%の減となっております。

歳出では、181ページの保険給付費が9億9,634万1,100円で、前年度に比べ3.1%の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

211ページをお開きください。

歳入総額7億7,272万4,622円、歳出総額7億6,888万1,499円、翌

年度へ繰り越すべき財源 3 万 1 千円を控除した実質収支額は 3 8 1 万 2, 1 2 3 円になっております。

前年度に比べ、歳入決算額は 1 億 3, 8 9 8 万 4, 1 8 6 円の増、率にして 2 1. 9 % の増となり、歳出決算額は 1 億 7, 0 9 3 万 1, 9 0 4 円の増、率にして 2 8. 6 % の増となっております。

歳入では、1 9 9 ページの公共下水道使用料が 2 億 5, 7 8 1 万 9, 8 1 2 円で、前年度に比べ 5. 1 % の減となっております。

歳出では、2 0 7 ページの公債費が 4 億 2, 6 4 2 万 1, 6 7 2 円で、前年度に比べ 3. 3 % の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

2 3 7 ページをお開きください。

歳入総額 1 2 億 8, 7 1 0 万 3, 6 4 8 円、歳出総額 1 2 億 7, 8 8 9 万 3, 7 9 2 円、実質収支額 8 2 0 万 9, 8 5 6 円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は 5, 6 1 2 万 9, 4 8 6 円の増、率にして 4. 6 % の増となり、歳出決算額は 5, 3 6 9 万 2, 5 4 6 円の増、率にして 4. 4 % の増となっております。

歳入では、2 1 9 ページの保険料が 2 億 4, 5 7 4 万 4, 0 1 7 円で、前年度に比べ 6. 7 % の減となっております。

歳出では、2 2 7 ページの保険給付費が 1 1 億 8, 8 6 9 万 6, 9 9 7 円で、前年度に比べ 6. 1 % の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

2 5 1 ページをお開きください。

歳入総額 1 億 5, 8 8 8 万 7, 2 7 5 円、歳出総額 1 億 5, 7 7 1 万 5, 1 3 3 円、実質収支額 1 1 7 万 2, 1 4 2 円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は 1, 3 1 6 万 1, 2 9 0 円の減、率にして 7. 6 % の減となり、歳出決算額は 6 9 1 万 1, 5 7 0 円の減、率にして 4. 2 % の減となっております。

歳入では、2 4 5 ページの後期高齢者医療保険料が 1 億 1, 5 4 1 万 6, 0 1 7 円で、前年度に比べ 1 5. 1 % の減となっております。

歳出では、2 4 9 ページの後期高齢者医療広域連合納付金が 1 億 5, 6 2 6 万 3, 0

87円で、前年度に比べ4.5%の減となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から、財源の年度間調整に留意しつつ、多様な行政需要に対処してまいり所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、平成30年度坂町決算審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 平成30年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸書類を審査した結果、次のとおり意見を報告いたします。

審査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

審査した期間は、令和元年6月25日から7月24日までの審査実施日数13日間、審査の着眼点として、1、計数の確認について。決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについて確認を行いました。

2、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について。審査に際しまして、会計管理者兼出納室長及び各課の課長等関係職員の出席を求め、事業が予算計上目的に沿って合理的、効果的かつ経済的に執行されているかについて審査を行いました。

なお、豪雨災害関連事業については、特段の注意を払って審査を行いました。

審査の結果、財政収支は一般会計及び各特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は予算目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明及び報告を終わります。

お諮りします。

議案第50号から議案第54号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び監査委員を除き、委員の定数を1

2人とする平成30年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、本件は平成30年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成30年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私と監査委員の奥村議員を除く、1番尾崎議員、2番安竹議員、3番光岡議員、4番主枝議員、6番柚木議員、7番出下議員、8番瀧野議員、9番大田議員、10番中議員、11番中川議員の10名を指名します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

平成30年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時54分)

(再開 午後 2時54分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に中川議員、副委員長に光岡議員が選任されました。

また、審査日程は9月4日と9月9日の2日間に決定しました。よろしくお願いたします。

本日は、これをもって散会とします。

再開は、9月10日午後1時の予定といたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後2時55分)